

# みずほレポート

2007年9月27日発行

破綻処理に平時からどう備えるか？  
～主要国の可変保険料率制と基金規模～

本誌に関するお問い合わせは  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話 (03) 3201-0557 まで。

みずほフィナンシャルグループは  
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」  
をめざします。

**Channel to Discovery**

当りポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

当りポートの意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、筆者の勤務先あるいは所属する金融グループの意見を代表するものではありません。

## 要旨

1. 一般に預金保険の財源確保では、基本的な財源である預金保険料に関連して①保険料率の設定や②基金の適正規模などを決める必要がある。諸外国の制度を見ると、いわゆる「事前徴収制」で恒久的な基金に資金を蓄積している国が大多数であるが、その際の保険料は金融機関のリスクに応じた保険料率を適用する（可変料率制）が望ましいとされることが多く、実際に 90 年代後半以降、可変料率制を導入する国は増えている。
2. 制度設計上の基本的な考え方については国際的なガイダンスも公表されているが、より具体的な決定要素（例えば、可変保険料率における指標の選択、料率区分や料率格差の程度、基金の目標水準）まで踏み込んだものではなく、こうした諸要素については各国の判断に委ねられている。
3. 主要国を中心として実際に導入されている料率体系や基金規模には、実に大きなばらつきが見られるが、可変料率制と言いながら多くの銀行にほとんど料率差がついていないケースも少なくない。さらに、少数であるものの、主要国の中にも「事後徴収制」でこれまで特に支障なく運営されている国があり、少なくとも実務的には料率設計上の大きな選択でさえ一意的な結論が得られていないことがうかがえる。
4. 料率体系や基金規模の設計での共通点は見出せないが、各国の事例からは、保険としての「不完全性」を前提とした制度設計を行っている姿が浮かび上がってくる。実際、純粋に保険数理な考え方に基づく料率設定をしている国はなく、様々な政策的配慮を織り込みながら料率が決められている。
5. 料率体系や基金規模に係る実務的な意思決定では、日常的な監督体制との関連性も大きく影響すると考えられる。例えば、可変料率制が狙いとする規律づけの効果が他の監督ツールによって既に十分働いている場合には、可変料率制の導入による追加的な効果も限られることになる。また、問題点の早期発見・早期是正・早期処理という、一般に想定されている破綻処理に至るプロセスの内容によっても予想費用の規模には大きな違いが生じるであろう。
6. わが国では可変料率制の導入も含めた議論がこれから本格化していくと予想される。様々な選択肢が考えられるが、理論上期待される効果が発揮されるかどうかは具体的な料率体系などの設計内容にも大きく依存すると考えられる。従って、こうした各国の現状とその背景にある経験や考え方を踏まえつつ、制度設計に密接な関係を持つ日常的な金融機関の監督のあり方にも配慮することにより、本来的政策目的を達成しながら金融システムへの過度な負担をかけない制度設計ができるよう、有意義な議論が進められることが期待される。

（金融調査部 圓佛孝史）

## 目次

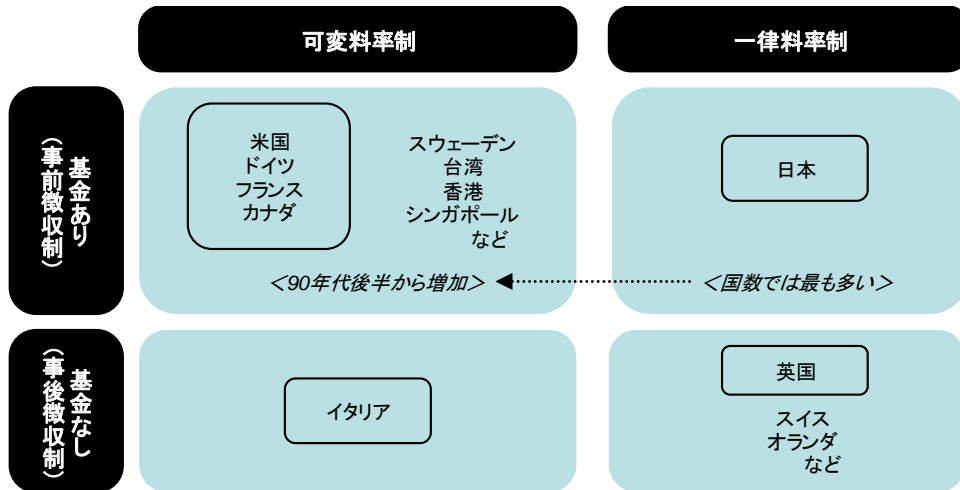
1.	はじめに.....	1
2.	料率設計と基金規模に関する主な論点 .....	2
(1)	「事前徴収制」と「事後徴収制」 .....	2
(2)	料率構造：「一律料率」と「可変料率」 .....	4
(3)	基金の規模 .....	8
(4)	EUにおける基準統一化構想 .....	9
3.	主要国を中心とする現状 .....	11
(1)	米国 .....	11
(2)	カナダ .....	17
(3)	ドイツ .....	20
(4)	英国 .....	23
(5)	イタリア .....	24
(6)	スイス .....	27
(7)	スウェーデン .....	28
(8)	シンガポール .....	29
(9)	香港 .....	31
4.	おわりに.....	32
	補論1 米国の新しい料率体系.....	36
	補論2：カナダの可変料率制における項目別スコアの算定 .....	43

## 1. はじめに

金融システム危機の懸念がない、いわゆる「平時」における預金保険制度は万への備えである。しかし、平時においても銀行などの破綻処理が皆無になると保証されているわけではないし、金融システムに対する預金者の信託を考えれば、保険発動に備えた財源の確保が必要となる。ところが、平時から必要とされる財源の規模やその負担方法を決めるのは、なかなか一筋縄ではいかない要素をはらんでいる。

各国の制度の現状を見ると、わが国を含め、大多数の国では平時から保険料を徴収して恒久的な基金に資金を蓄積しておく「事前徴収制」である。その際の保険料は金融機関のリスクに応じた保険料率を適用する（可変料率制）のが望ましいとされることが多く、実際に 90 年代後半以降、可変料率制を導入する国は増えている（図表 1）。

図表 1：主要国を中心とする分類例



- (注) 1. 本稿で事例紹介する国を中心に類型化したもの  
 2. 国名を枠囲いしているのは G7 諸国  
 3. ドイツには複数の制度があるが、ここでは民間銀行向け・任意加入部分で代表させた  
 (資料) みずほ総合研究所作成

G7 諸国に限れば、①全世界の中では少数派である「事前徴収制＋可変料率制」が過半を占め、②一律料率制は日本と英国のみ、③事後徴収制（保険発動に伴い資金が必要になってから保険料を徴収する方式）は英国とイタリアのみ、という状況である。

より詳細な内容まで見てみると、一言で可変保険料率と言っても各国が導入している料率体系には大きなばらつきがあり、可変料率制と言いながら多くの銀行にほとんど料率差がつかない場合も少なくない。また、基金の規模や目標水準にもかなりの開きがある。その一方で、「一律料率制」や「事後徴収制」を採用する国で、平時の対応に特に支障があるようにも見受けられない。こうした現状からは、「事前徴収制」と「事後徴収制」、あるいは「一律料率制」と「可変料率制」という料率設計上の選択について、少なくとも実務的には一意的な結論が得られていないだけでなく、可変料率制の設計でもベストプラクティスと呼べるものがまだ確立されていないことがうかがえる。

わが国では、預金保険機構の一般勘定に多額の欠損金が発生していた<sup>1</sup>こともあり、可変料率制や基金の適正規模を巡る議論は、これから本格化すると予想される<sup>2</sup>が、例えば可変料率制を導入するとしても、細部の制度設計では一般的なガイダンスに許容される様々な選択肢の中から適切と思われるものを判断していかなければならない。

財源確保という点では、実際の発動時に一時的な流動性を供給するための中央銀行などからの借入れ枠も重要な役割を果たすことは確かであり、強固な制度運営には十分な枠を確保することが不可欠である。ただし、一時的な資金枠による調達部分は、基本的には銀行など<sup>3</sup>から徴収する預金保険料で弁済されていくものであるため、本稿では、十分な借入れ枠が用意されているという前提に立ち、預金保険料を中心に、料率の設定や基金の適正規模などの問題を見ていくこととする。

以下では、まず第2章で主な論点を概観した上で、第3章で欧米とアジアの9ヶ国の事例を紹介していく。

## 2. 料率設計と基金規模に関する主な論点

### (1) 「事前徴収制」と「事後徴収制」

#### a. それぞれの特徴

金融安定化フォーラム<sup>4</sup>が2001年に公表した国際的なガイダンスでは、それぞれの特徴を次のようにまとめた上で、実際には「事前徴収制」と「事後徴収制」の組み合わせになる場合も多いと指摘している(図表2)。すなわち、「事前徴収制」を基本としていても、①目標とする基金規模を定めておき目標水準到達後の保険料を免除する場合や、②目標水準の如何にかかわらず、基金残高を上回る所要額が発生する場合には、部分的に「事後徴収制」の要素が加わり、実質的には「組み合わせ型」になるのである。

<sup>1</sup> 欠損金のピークは03年3月末の4兆65億円で、06年3月末時点では2兆4,549億円まで減少している。最近の保険料収入は年間5千億円強であるため、大きな追加的支出もなく今のままのペースで行けば、早ければ11年3月末に欠損金が解消される計算になる。

<sup>2</sup> 99年12月の金融審議会答申『特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について』では、可変料率制について次のように記している：

「なお、金融機関の財務状況等に応じた保険料率の導入については、諸外国の預金保険制度においても導入の動きが見られること、また、市場規律を補うという観点から、本来望ましいものとする。しかしながら、一般勘定の借入金の早期返済が必要な状況の下で直ちに導入した場合には、経営の悪化した金融機関に対する保険料率は相当高い水準となることが見込まれるため、その金融機関の経営に対する影響は看過できないものとなる。したがって、金融機関の財務状況等に応じた保険料率の枠組みの検討は早く進めるべきであるが、その実施については、当面、慎重に対応すべきであるとする。」

<sup>3</sup> 預金保険制度の付保対象となる金融機関は銀行に限らないが、以下では、特に業態を区別する必要がある場合を除き、簡略化のため「銀行」と表記する。

<sup>4</sup> 金融の監督・監視における情報交換や国際的な協調を通じて国際的な金融の安定化の推進などを図るため99年4月に設立されたもので、G7諸国を含む12の国・地域の金融監督当局や、IMF、世界銀行、国際決済銀行などの国際的な機関などで構成されている。

図表 2：「事前徴収制」と「事後徴収制」の対比

事前徴収制	事後徴収制
保険発動がない場合にも保険料を徴収する	保険発動がある場合に限り保険料を徴収する
保険料率が平準化されやすい	(特段の平準化措置が行われない限り) 保険料率に変動が生じる場合がある
(蓄積分で保険発動に対処される限りで) すべての銀行に保険料負担が生じる	(前回徴収以降について) 破綻処理される銀行は保険料を負担しない
銀行間のモニタリング効果が限定的	銀行間のモニタリングが高まる可能性がある
(蓄積分で保険発動に対処される限りで) 所要資金が手元に用意されている	一時的な借入も併用し、保険発動に伴う所要 資金を速やかに確保する必要がある
基金蓄積分だけ銀行システムから資本が除去 される(通常は安全資産で運用)	銀行システムから除去される資本は最小限に 抑えられる

(資料) Financial Stability Forum (2001) に基づき、みずほ総合研究所作成

## b. 「事前徴収制」の優位性

一般に「事前徴収制」には、「事後徴収制」に比べて①費用負担の平準化、②費用負担の公平性、③保険発動時の流動性の確保、という3点のメリットがあるとされるが、それぞれの特徴はどれくらい強固な優位性を持つかを考えてみよう。

### (a) 費用負担の平準化

費用負担の平準化は、中長期的な所要費用の予測に基づき、安定的な料率が長期間継続されることでもたらされるものである。しかし、将来的な予想費用を長期にわたって正確に予測するのは極めて困難であり、現実的にはできるだけ変動幅を小さくするようにしながらも、ある程度の料率変動を許容する(逆に平準化も一部放棄する)形で運営されることが多いようである。

他方、「事後徴収制」で、例えば所要費用を発動の翌年度に必ず徴収する場合には保険料金額の変動が非常に大きくなるが、現実には一時的な流動性供給手段を活用しながら所要費用を何年かに分割して徴収する選択肢も考えられ、この場合は「事前徴収制」の現実的な姿との相違も小さくなる。

### (b) 費用負担の公平性

費用負担の公平性は、破綻銀行を含むすべての銀行から徴収される保険料を財源としてすべての保険発動費用が賄われることによってもたらされる。

「事前徴収制」では、すべての銀行から保険料を平時から徴収できるという点で公平性を確保しやすいが、公平性が必ず確保されるようにしようとするれば、システムリスクに該当しないあらゆる規模の破綻処理に対処できるだけの巨大な基金残高を常に蓄積しておく必要が生じ、今度は経済資源の有効活用という観点からの問題が生じる。一方、「事後徴収制」は、破綻処理に伴う費用負担が生じる場合、破綻銀行から保険料を徴収することができないため不公平と指摘されている。ただし、「事後徴収制」でこうした不公平が生じるのは、前回の保険料徴収以降の部分についてであり、制度設立から最初に破綻処

理される銀行以外は、何らかの費用を負担している可能性が高い。

さらに、銀行間に不公平を生じる源泉を探ってみると、預金に対する費用賦課のタイミングの違いというよりは、ある銀行の不健全な経営が原因となって他の銀行に追加的コストが発生する「モラルハザード」の顕在化にあると考えられる。「事前」と「事後」の違いはあくまでも費用発生後の分担方法の問題であり、「事前」と「事後」で多少の不公平感が生じるのは否めないところであるが、保険料の徴収を「事前徴収制」にしても根本的な問題に対処されるわけではない。実感される不公平さが全体の負担金額に比例すると考えられることも勘案すれば、日常的なモニタリングや健全経営へのインセンティブの強化などの施策を通じて、追加的コストの発生や発生時の負担総額を抑制することがより重要な課題ではないかと思われる。

### (c) 保険発動時の流動性確保

破綻処理の円滑化という観点でも重要なポイントであり、「事前徴収制」で大きな基金を用意しておけば、自己資金による対応能力はそれだけ向上する。ただ、基金残高が少ない場合や基金がない場合も、通常は流動性供給の目的で中央銀行などからの資金調達が可能であるので、こうした一時的措置による資金提供が迅速かつ十分に行われるのであれば、「事前徴収制」が持つ利点はそれまで蓄積された基金で対処できる範囲に限られる。また、この利点は、「事後徴収制」の下で何らかの方法によって保険発動までに確実に保険料が徴収される場合には事実上消滅してしまう。

### (d) まとめ

「事前徴収制」が持つ見逃されがちなデメリットとして、基金への蓄積による機会費用の問題もある。つまり、基金への拠出金は、銀行の手元であれば貸出の増加や商品・サービスの向上への投資などに有効活用できるのであり、基金蓄積によって万一に備えた安心感を高める対価としてこうした有効活用の機会が犠牲にされていると考えられる。当然ながら、大きな基金を持つほど全体としての機会費用は大きくなる。

以上からすれば、「事前徴収制」が「事後徴収制」に対して決定的な優位性を持つとは言いきれないようにも思われる。現実的な判断として「事前と事後の組み合わせ」という立場から出発すれば、「事前か事後か」という二者択一ではなく、景気循環や銀行の財務面への影響等も考慮しながら、予想される将来費用のうち予め蓄積すべき規模を決める問題になる。

## (2) 料率構造：「一律料率」と「可変料率」

### a. 一般的な特徴

保険料は、各銀行が預金保険基金に対して持つリスクの違いに着目した適用料率の違いがあるか否かという観点から、「一律料率」と「可変料率<sup>5)</sup>」に分けることができる。両者

---

<sup>5)</sup> 「可変料率制」については「リスクベースの料率 (risk-based premium)」と紹介される場合もあるが、実際の料率体系がリスクの違いを必ずしも十分に反映しているとは言えないこともあり、「料率格差付



の特徴は次のようにまとめられる（図表 3）。なお、可変料率制は事前徴収制・事後徴収制のいずれでも可能だが、銀行への規律づけの効果としては、定期的に保険料が徴収される事前徴収制と組み合わせる方が大きいと考えられる。

図表 3：「一律料率」と「可変料率」

一律料率	可変料率
保険料の算定が容易	保険料の算定がより複雑 （厳密な「リスクベース」は実務上困難）
預金保険財政に対する個別行のリスクの違いが保険料率に反映されず、低リスク銀行が高リスク銀行を実質的に補助する形となる	個別行のリスクの違いが保険料率に反映される範囲で、低リスク銀行による高リスク銀行への補助が緩和される
他の監督ツールで抑制できない場合、高リスク銀行による過度なリスクテークを助長する懸念がある	個別行のリスクの違いが保険料率に反映される範囲で、過度なリスクテークを抑制する効果が期待される

（資料）Financial Stability Forum（2001）に基づき、みずほ総合研究所作成

可変料率制は、米国が 93 年 1 月から初めて導入した後、90 年代後半以降から導入する国が徐々に増加し、現在では 20 ヶ国以上で導入されている（図表 4）。全世界で預金保険制度を導入しているのは約 90 ヶ国と言われていることからすれば、全体の中ではなお少数派にとどまるが、例えば G7 諸国の中では過半の 5 ヶ国で導入されている。

ただし、最近の文献（Hoelscher, Taylor & Klueh（2006））によれば、90 年代後半に可変料率制の導入が相次いだのに対して、2000 年以降は、新たに導入する国がある一方で可変料率制から一律料率制に戻す国もあるなど、可変料率制を導入する流れは必ずしも一様でなくなっている。

図表 4：可変料率制を導入している国々

北中米	米国、カナダ、エルサルバドル、ニカラグア
南米	アルゼンチン、コロンビア、ペルー、エクアドル
欧州	ドイツ（一部）、フランス、イタリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポルトガル、ハンガリー、トルコ
アジア	台湾、香港、シンガポール
アフリカ	アルジェリア

（注） 1. 太字の国については、本稿で具体的な料率体系等を紹介している

2. 複数の文献に基づき筆者が作成したもので、最新時点の網羅性を保証するものではない

（資料）EFDI（2006）、Hoelscher, Taylor & Klueh（2006）などに基づき、みずほ総合研究所作成

#### b. 可変料率制の実務的課題

可変料率制は、理論上は優れた手法と言えるかもしれないが、実務上は克服すべき課題も少なくなく、料率設計は必ずしも容易ではない。例えば、金融安定化フォーラムのガイダンスでは、次の 4 点の課題を挙げている（図表 5）。

の料率（differential premium）」と呼ばれることも多くなっているようである。

**図表 5：可変料率制の実務的課題**

- 銀行のリスクを差別化する適切で許容可能な手法の考案
- 信頼できるデータを適時に入手すること
- 格付基準における透明性の確保
- 問題銀行への高い保険料の賦課による金融システムへの不安定要因の吟味

(資料) Financial Stability Forum (2001)

このうち、最初の 2 点は可変料率制の根幹に関するものであるが、ここで大きな障害となっているのは、生命保険や損害保険など通常の保険と比べた特殊性であろう。つまり、保険の仕組みを応用しているものの、①保険事故の過去データが非常に少ない、②保険事故が独立ではなく、経済情勢の関数として群発する傾向がある、③保険事故の発生には通常行政上の判断が伴う、④将来的な保険事故の発生は行政対応の変化にも依存する、という特徴があるため、長期的な所要費用の予測や個別行のリスクの違いの把握には相当な不正確性が内在してしまうので、一般的な保険数理の考え方を適用して計算された料率が必ずしも適切とは言えないのである。その一方で、可変料率制の大きな狙いである銀行への規律づけ（モラルハザードの抑制）は銀行への日常的な監督・規制を通じて行うことができるので、政策目的を達成する手段は料率設定の厳格化のみに限られるわけではない。実際の例を見ても、過去データが最も充実していると思われる米国を含め、保険数理の考え方に基づく保険料率を適用している国は一つもない。

さらに、第四点として挙げられているように、特に不健全行に対して保険数理に基づく保険料率を適用する場合、いわゆる「保険料倒産」により保険発動をかえって早めてしまい、本来的政策目的に反して金融システム不安を惹起してしまうことへの懸念もある（その一方で、当然ながら料率格差が小さすぎると経営健全化へのインセンティブは弱くなる）。この点は、わが国の 99 年 12 月の金融審議会答申でも指摘されているが、可変料率制を採用している諸外国では①保険数理に基づく料率体系を採用するのではなく、②ある程度のインセンティブが働くような料率格差を設ける一方で、③最大適用料率をある程度抑えて経営内容が悪化した銀行が更生する現実的な機会も残しておく、という政策的な選択をすることが多いようである。

### **c. 可変料率制の具体的な設計**

国際預金保険協会（IADI）が 05 年に公表したガイダンスでは、可変保険料率を実際に設計・導入・運営する際の一般的な留意事項等を、目的の明確化から料率設定、移行プロセスや事後審理までの 9 項目にわたってまとめている（図表 6）。

ただし、このガイダンスでも、実際に可変料率体系を設計していく際に意思決定が必要な①指標の選択、②料率区分の数、③料率格差の程度などについては具体的な言及をしていないので、ガイダンスの考え方に適合しうる選択肢の中から各国がそれぞれ判断していかなければならない。後述するように、一言で可変料率制と言っても、各国で導入されている料率体系は区々であり、例えば先駆的事例である米国の料率体系もごく一部の国で追

随されているに過ぎないのが実状である。

**図表 6：可変料率制を設計する際の留意事項**

<p><b>目的</b></p>	<p>主たる目的は、①銀行が過度なリスクテークを回避するインセンティブの提供と②保険料査定における公正さの増大 可変料率制は、①銀行がリスクを管理する十分なインセンティブを提供し、②問題銀行への対処で実効性のある早期警戒制度や早期是正措置と併用される場合に、目的達成上の効果がある</p>
<p><b>状況分析</b></p>	<p>体系構築前に、①経済状況、②現在の金融・財政政策、③銀行システムの状況と構造、④公衆の意見や期待、⑤プルーデンス規制・監督の強固さ、⑥法的枠組み、⑦会計・開示制度の健全性について自己評価するための状況分析が重要 現在の状況とより望ましい状況との乖離を識別し、利用可能な選択肢を徹底的に評価することが重要</p>
<p><b>差別化手法</b></p>	<p>銀行間のリスクの区別と保険料の割当てに用いる手法は、①銀行を適切なリスク区分に分けるのに有効で、②関連する様々な情報を活用し、③将来志向 (forward-looking) で、④銀行業界と金融セーフティネットの参加者に十分受容されるものとすべき</p>
<p><b>権限・資源・情報</b></p>	<p>可変料率の採択に当たり、運営主体が制度を適切に運営するのに必要な権限、経営資源と情報を確実に持つようにすべき ①料率区分に分類するのに必要な情報を求めることと②情報への需要が銀行にとって大きな負担とならないようにすることとの間で、バランスを取るべき</p>
<p><b>料率区分</b></p>	<p>銀行が自らのリスクプロファイルを改善するインセンティブとして働くよう料率区分間で有意な区別があるようにすべき</p>
<p><b>料率の設定</b></p>	<p>適用料率は、①預金保険制度の全体的な資金調達要件を確実に満たし、かつ②銀行に健全なリスク管理を行う有効なインセンティブを与えるように設定すべき</p>
<p><b>移行期間</b></p>	<p>移行プロセスをうまく運営することで、可変料率制の成功と受容をサポートできる 有効な移行計画は、移行目的、責任、資源要件、スケジュールと実現されるものを示すべきで、プロセス開始前にあらゆる関係当事者に連絡されるべき 銀行と運営主体に経過期間を設けることで、移行プロセスの促進をサポートできる</p>
<p><b>透明性・開示・秘密性</b></p>	<p>可変料率制で用いられる基礎・基準は、銀行その他の参加者に透明にすべき 設計者は、①開示を通じた説明責任、規律と健全経営の促進に対する願望と②情報の秘密性を確保する必要性との間で、適切なバランスを決める必要あり</p>
<p><b>審理・更新・調整</b></p>	<p>銀行との間で生じうる見解の相違を審理する公式のプロセスを導入して係争の解決に当たるべき 目的達成上の実効性と効率性を定期的に再評価すべき</p>

(資料) IADI (2005) に基づき、みずほ総合研究所作成

### (3) 基金の規模

#### a. 目標規模

「事前徴収制」の場合は、恒久的な基金に平時から資金が蓄積されていく。前述の通り、手元資金による対応能力という点では基金規模を大きくすることが望ましいが、その分機会費用も増大していくので、基金残高が多ければよいというものでもない。

中長期的な制度設計としては、基金の規模に関する目標水準を定めるか否かという論点がある（図表7）。この場合の目標水準は、「点」でも「レンジ」でも構わない。

図表 7：目標水準の有無

目標水準あり	目標水準なし
（目標到達後の保険料減免措置があれば） 保険発動がなくても基金の成長が抑制される →この場合「事後徴収制」の要素を含む	保険発動がなければ基金が無限に膨張する
目標水準の設定根拠の説明が必要になる	基金での必要残高についての説明は特に求められない
目標水準を維持するため、保険料率の水準が 景気変動に左右されやすくなる（好況期に低 く、後退期に高くなりがち）	保険料率の水準が景気変動に左右される程度 が低い（ただし、保険発動に十分な資金が確 保されることを保証するものではない）

（資料）Financial Stability Forum（2001）に基づき、みずほ総合研究所作成

目標水準を定める場合は、通常①残高の絶対額、あるいは②発動時に保険支払対象となる預金に対する割合（準備率）とすることが多いようである。金融安定化フォーラムのガイダンスでは特に言及されていないが、付保預金残高の増減を考えると、安定的な制度運営の観点からは準備率をベースにする方が望ましいと考えられる。

具体的な目標規模についてもガイダンスでは言及を避けているが、例えばGarcia（2000）では、①目標水準はいくつかの小銀行、あるいは例えば中規模銀行2行や大規模銀行1行の預金者を補填できるような水準に設定されることが多く、②最大規模の銀行のすべての預金者に支払を行えるような基金の水準を維持するのはコストがかかりすぎることを認める必要があるかもしれない、と指摘している<sup>6</sup>。

本稿で事例紹介する国についても、目標水準には大きなばらつきがある（図表8）。

図表 8：基金の目標規模の例

国名	目標水準（付保預金比）	実際の準備率	還付規定
米 国	1.15～1.5%の間で設定（現在 1.25%）	1.2%前後	あり
カナダ	0.4～0.5%	0.3%強	なし
スウェーデン	2.5%	3%前後	なし
シンガポール	0.3%	<06年新設>	なし
香 港	0.3%	<06年新設>	あり

（資料）各国の資料に基づき、みずほ総合研究所作成

<sup>6</sup> ただし、ここでの規模に関する言及は概念的なものであり、その判断基準は特に示されていない。

## b. 関連する他の論点

目標水準の設定に付随して、目標到達後に保険料減免（還付を含む）を行うか否かという論点もある。目標水準を設定しても目標水準到達後に保険料の減免を行わない場合には、目標水準がない場合と同様に、基金残高が無限に膨張する可能性がある。反面、目標到達後に保険料の減免を行う場合には、「事前徴収制」を基本としながらも「事後徴収制」的な要素が部分的に加わることとなる。

さらに、実際の基金水準は様々な要因によって目標水準の上下を変動することになるが、基金水準と目標水準との関係（特に目標水準を下回る場合）が保険料率の設定に明示的に制約を及ぼす場合もあれば、明示的な制約を定めずに柔軟性を確保する場合もある<sup>7</sup>。

## (4) EUにおける基準統一化構想

預金保険制度における財源確保に関する制度設計が、実務的になるほど容易に収斂していかないことをうかがわせる最近の例として、欧州での動きを見ておこう。

欧州では94年の預金保険指令に基づき、各国が預金者一人当たり2万ユーロを最低保護水準とする預金保険制度を導入し、預金を受け入れる金融機関は原則として強制加入することが義務づけられたが、①財源確保の問題は各国の裁量に委ねられ、②既往制度などとの関係で最低保護水準以上を付保限度額とすることも認められたため、実際には付保限度額や預金保険料率体系、基金規模などが様々な制度が並立している（図表9）。

欧州委員会では、こうした状況が域内の単一市場化を妨げる一因にもなるとの懸念から、預金保険指令で各国の裁量が認められている項目のうち更なる統一化の可能性を模索するため、05年に討議用文書を公表して意見募集を行った<sup>8</sup>。

議論で大きな焦点となったのが、恒久的な基金の有無と基金規模で、意見募集の結果は、各国で区々な現状を反映したものとなった（図表10）。つまり、①費用対効果の観点から資金調達方法の統一化には否定的な意見が多数を占め、②少なくとも部分的に「事前徴収」的要素を入れるのが望ましいという意見が大勢であるものの、実施の容易さ、廉価性、既往実績などから「事後徴収制」を強く支持する意見も見られた。さらに、③公正さの観点から可変料率制を支持する意見が大勢であるものの、この中でも料率設定方法の統一化には反対の立場が少なくない。

<sup>7</sup> 米国で06年に制度改正が行われた狙いの一つは、こうした目標水準と保険料率の関連性を断ち切ることで、目標水準を境に保険料率が劇的に変動するのを回避することにあった。

<sup>8</sup> 討議用文書で示された現状分析によると、①約8割の預金者は「準備率が低い事前徴収制」あるいは「事後徴収制」でカバーされているが、②外部格付会社による格付で見た各国金融機関の財務上の強固さと基金の準備率との間に関連性は認められなかった。また、③域内諸国の過半数（28ヶ国中18ヶ国）では可変料率制が導入されていない。

図表 9：主な欧州諸国における付保限度と基金規模（04 年末）

保険料 徴収	国名	料率構造	付保限度 <sup>注2</sup> (ユーロ)	基金残高 (億ユーロ)	準備率 <sup>注3</sup> (%)
事後	イタリア	可変制	103,291	N/A	N/A
	オーストリア <sup>注4</sup>	一律制	20,000	N/A	N/A
	オランダ <sup>注5</sup>	一律制	20,000	N/A	N/A
	英国 <sup>注6</sup>	一律制	46,257	0.1	0.001
事前	フランス	可変制	70,000	14.0	0.20
	アイルランド	一律制	20,000	2.7	0.41
	ベルギー	一律制	20,000	6.9	0.67
	デンマーク <sup>注7</sup>	一律制	40,212	4.7	0.90
	フィンランド	可変制	25,000	3.3	0.93
	スペイン <sup>注4</sup>	一律制	20,000	17.5	1.89
	ポルトガル <sup>注4</sup>	可変制	25,000	11.2	1.93
	スウェーデン	可変制	26,628	16.1	2.96

- (注) 1. ユーロ以外の通貨のユーロへの換算は原典による  
 2. 「付保限度」は、共同保険方式の影響を考慮した後の、預金者への最大支払額  
 3. 「準備率」は、いわゆる名寄せ後の付保預金残高に対する基金残高の割合  
 4. 複数の制度が存在するオーストリア、スペイン、ポルトガルは商業銀行向けの制度の計数  
 5. オランダは、07年1月の制度改正に伴い、付保限度を38,000ユーロに引き上げている  
 6. 英国は「事後徴収制」だが、旧制度から継承した剰余金が形式上の基金として存在する  
 7. デンマークの基金は、現金部分が約3割で残り約7割はコミットメントである

(資料) European Commission Joint Research Centre (2007) に基づき、みずほ総合研究所作成

図表 10：基準統一化構想に対する主な反応

資金調達方法 の統一	「現在の乖離はそれほど重大ではなく、現行制度を変更すべきでない」という意見が半数よりやや多い 資金調達方法の統一を望まない意見が大勢
事前徴収と 事後徴収	「少なくとも何らかの事前徴収的要素を入れるのが望ましい」という意見が大勢 事後徴収制を支持する立場からは、実施の容易さ、廉価性や既往実績（過去の運営で特に問題なし）を主張
可変料率制	圧倒的多数が「公正さの観点からリスクに基づく拋出が望ましい」との意見。ただし、このうち料率設定方法の統一には反対の立場が少なくない 可変料率制への反対根拠は、制度運営主体が銀行に対して一種のプルードンス監督を行うことになる点

(資料) European Commission (2006b) に基づき、みずほ総合研究所作成

こうした意見も踏まえて欧州委員会では、①資金調達方法の統一について、事後徴収制を採用している一部の国への金銭的負担も勘案すれば、現時点では時期尚早と結論づけている。また、②可変料率制についても、制度の導入が望ましく、できれば統一的な基準でリスクを測定すべきとの立場を維持しつつ、今後の進展は中長期的な課題としている。

### 3. 主要国を中心とする現状

#### (1) 米国

米国は91年12月の法改正に基づき、93年1月から世界で初めて可変料率制を導入したが、景気回復に伴い目標準備率に達した96年以降は9割以上の銀行が保険料負担を免除される一方で、料率設定上の制約や新設銀行との負担の衡平性など、制度に内在する問題点も指摘されるようになった。こうした中、06年2月に約6年がかりの議論を経て制度改正が行われ、07年から新しい料率体系に変更されている<sup>9</sup>。

##### a. 06年改正前の概要と問題点

80年代後半の金融危機への対応との関係で、運営主体であるFDIC（連邦預金保険公社）には①主に商業銀行が加入する銀行保険基金（BIF）と②主に貯蓄金融機関が加入する貯蓄金融機関保険基金（SAIF）という二つの基金があったが、06年改正で統合されている。ここでは、規模的にも大きいBIFについて、これまでの経緯を見ていくこととする。

##### (a) 可変料率制

93年に導入された可変料率制は、①自己資本比率に基づく3区分（「1」～「3」）と②監督当局の検査結果などに基づくFDICの評価（監督格付）による3区分<sup>10</sup>（「A」～「C」）のマトリックス方式で合計9つの料率区分（「1A」～「3C」）を設けている。自己資本比率区分は、監督ツールの一つである早期是正措置と同様のものであり、自己資本比率の向上に対するインセンティブが強化されている。06年上期の適用料率は0～27bp（0.00～0.27%）で、最大料率格差は27bpである（図表11）。なお、適用料率の階層数は、導入当初が5階層、06年上期には6階層だった。

図表 11：06年改正前の保険料率区分と銀行数の分布（BIF）

		監督格付		
		A	B	C
自己資本 比率区分	1（充実）	<b>0.00% &lt;0.23%&gt;</b>	<b>0.03% &lt;0.26%&gt;</b>	<b>0.17% &lt;0.29%&gt;</b>
		7,325 (94.6%)	320 (4.1%)	42 (0.5%)
	2（適正）	<b>0.03% &lt;0.26%&gt;</b>	<b>0.10% &lt;0.29%&gt;</b>	<b>0.24% &lt;0.30%&gt;</b>
		49 (0.6%)	6 (0.1%)	1 (0.0%)
	3（未達）	<b>0.10% &lt;0.29%&gt;</b>	<b>0.24% &lt;0.30%&gt;</b>	<b>0.27% &lt;0.31%&gt;</b>
		0 (0%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)

（注） 1. 上段（太字）の左側は06年上期の適用料率、右側（<>内）は93年当初の適用料率

2. 下段は該当する銀行数（05年末）とその構成比率

（資料）FDIC資料に基づき、みずほ総合研究所作成

<sup>9</sup> 06年制度改正の概要については、圓佛・新形（2006）を参照。また、91年法に基づく破綻処理や早期是正措置などの制度面の特徴については、圓佛（2000）を参照。

<sup>10</sup> それぞれの銀行監督当局による検査結果を踏まえた定性的なもので、一般的な目安としては、安全性・健全性の観点からの検査の総合評価（5段階）で、上位2段階が「A」、真ん中が「B」、下位2段階は「C」となる。

定量指標（自己資本比率）と定性指標（監督格付）の組み合わせとした理由は、定量指標・定性指標とも単独で用いるには一長一短があるからである。例えば、財務諸表データのみによった料率体系では、融資基準や経営の質といった重要なリスク要素を適切に把握しないことが多く、この点では継続的な監督上のモニタリングプロセスから得られる情報の方が優れていると考えられた。他方、客観的な指標として自己資本比率を用いることによって、経営が悪化した銀行が自己資本比率だけでも改善すれば、適用保険料率が下がるだけでなく、実際に FDIC の損失リスクも低下することになるので、預金保険制度の趣旨にも整合的なインセンティブが銀行に与えられることとなる。

導入当初の最大料率格差は 8bp に抑えられた<sup>11</sup>が、これは①基金残高がほぼ枯渇した状況で、平均 23bp 以上の料率を適用した基金残高の積み上げが法律で求められる一方、②法律上の要件として、料率体系を構築する際は保険料負担が銀行の収益や自己資本に与える影響を考慮することが求められており、特に、問題銀行にあまりに高い料率を適用するとかえって保険基金の支出増につながることを FDIC が懸念したことによる。

その後、準備金の積み上げが急速に進み、95 年半ばには目標準備率（後述）を達成したため、料率体系が見直されている。目標準備率の到達により「平均 23bp 以上の料率」という制約が外れた中での見直しでは、①従来と同じマトリックス方式を維持した上で、②強い批判的となっていた最大料率差の拡大が打ち出されたが、③最高料率の引上げには FDIC が引き続き難色を示し、④最高料率以外の適用料率を引き下げる形で 4～31bp の料率体系に改められた。つまり、保険数理的な考え方に沿った方向での見直しが行われたものの、保険数理に基づき厳格な料率設定を行うのではなく、特に最高料率については政策的な配慮が引き続き強く働いている。図表 11 の料率体系は、FDIC に与えられた料率体系のスライド権限（最大 5bp）に基づき、96 年上期から新しい料率体系が下方に 4bp スライドされたものである。

さらに、96 年 9 月の法改正により、①定額での最低保険料（年間 2,000 ドル）を定めた規定が廃止され、②代わりに、目標準備率を上回る基金残高がある場合は最上位区分（「1A」）に該当する銀行の保険料負担をゼロにすることが明記された。

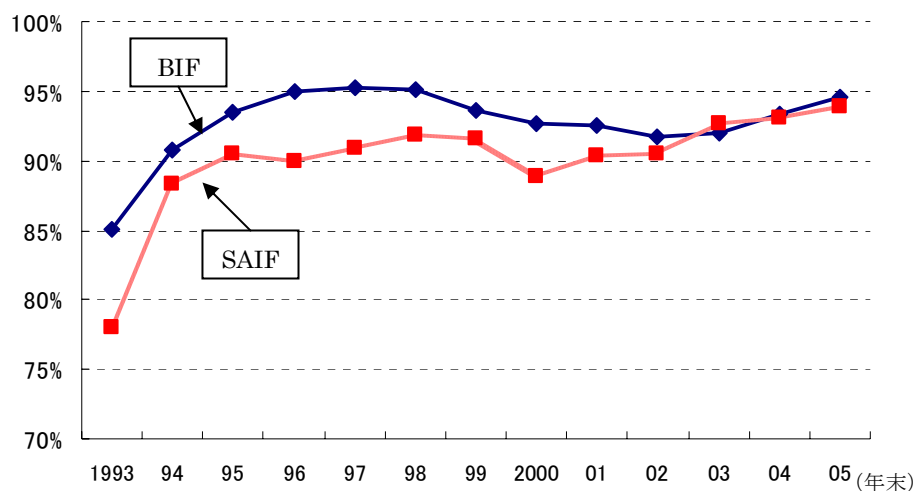
06 年改正前の可変料率制での大きな特徴は、最上位区分への集中度が非常に高い点にある。BIF の場合、可変料率制の導入当初から銀行数で約 75%（付保預金ベースでは約 51%）が最上位区分に該当すると予想されていたが、その後の銀行業界の業績回復に伴い、94 年以降は 9 割以上の銀行が最上位に区分されていた（図表 12）。96 年の法改正に伴い、基金残高が基本的に目標準備率を上回って推移したことから、大部分の銀行が保険料をまったく負担しない状態が 06 年度まで続くこととなった。

---

<sup>11</sup> FDIC の当初提案では最大料率格差が 6bp とされていたが、料率格差が小さすぎるという意見が圧倒的に多かったため、最大格差が 8bp に広げられた。



図表 12：最上位区分に該当する銀行数



(資料) FDIC 年報などに基づき、みずほ総合研究所作成

なお、91年法では、銀行の規模により異なる料率体系の適用を認める規定も設けられたが、FDIC は可変料率制を導入する際に、自己資本比率と監督格付が同じ銀行が規模の違いのみを根拠として異なる料率を払うのは正当化されないと判断し、その後もこの規定が実際に発動されることはなかった。

#### (b) 基金の目標準備率

FDICの会計処理では、①破綻処理された金融機関からの継承資産に係る将来損失と②今後新たに発生する破綻処理に伴う将来損失についての引当金を計上して毎年見直しており、「基金」の残高はこうした引当金が反映された後のものである。従って、保険料収入とは別に、引当金の動向も基金残高に大きく影響する<sup>12</sup>。

基金規模については、89年法改正で「推定付保預金総額の1.25%」が目標とすべき最低水準として規定され、91年法改正でも継承された<sup>13</sup>。BIFの場合、05年末の推定付保預金総額は約2.8兆ドルなので、目標水準を満たすためには約350億ドルの資金が必要である。この「1.25%」という水準は80年の法改正時から見られるようになっているが、特に定量的な分析結果を根拠としているわけではなく、早期是正措置や最小コスト原則が導入されていない80年代までの経験に基づく「目安」という側面も否定できない<sup>14</sup>。

06年改正前の規定では、実際の準備率と目標水準の関係が保険料率の設定に制約をかけ

<sup>12</sup> 例えば、91年末にBIFの残高が約70億ドルのマイナス（準備率では▲0.36%）に転落した大きな要因は154億ドルの損失引当金の新規計上である。逆に、94年末の基金残高は218億ドル（準備率は1.15%）まで回復しているが、高い料率による保険料収入とともに、破綻処理の蓋然性が低下した等の理由で93～94年に計105億ドルの引当金戻入益があったことも大きく貢献している。

<sup>13</sup> 89年法は準備率の上限を1.50%としていたが、91年法では上限規定がなくなり、FDICの判断で特定の年について一層高い水準を設定する権限を与えた。ただし、この権限が行使されたことはない。

<sup>14</sup> CBO（2005）によれば、①FDIC設立の34年から69年までの平均準備率は1.5%であり、②34年から88年の平均準備率は1.38%であった。

る仕組みとなっていた。まず、準備率が目標水準を下回る場合は、1年以内の回復が見込めなければ目標水準を回復するまで平均 23bp 以上の保険料率を課すことが求められた。一方、目標水準を上回る準備率がある場合、最上位区分の銀行に対する適用料率はゼロとされた（前述）。この結果、準備率が低下した場合、目標水準を境に最上位区分の銀行に対する適用料率が急激に変動する可能性があった。

### (c) 問題点

料率体系については、①特定の料率区分（具体的には最上位区分）への過度な集中と②最上位区分へのゼロ料率の適用という 2 点が挙げられる。

前者については、9 割以上の銀行が同一料率区分に分類されており、当該区分内の銀行についてリスクに応じた料率差はなかった。ただし、業界全体の業績が好調な時期に上位区分への集中化が起こることは自然であるし、料率引上げを回避するため各行が経営内容を改善したのであれば可変料率制のインセンティブ効果が有効に働いた証左であるので、特定区分への集中をどの程度問題視するかは、料率体系を設計する際の軸足の置き方にも依存する。例えば、問題銀行に対するペナルティ的な意味合いを強くすることに主眼がある場合は、通常以上の健全性を持つ銀行同士であえて料率差をつける必要性は低くなるであろうし、健全な銀行に一層の経営健全化を求めるインセンティブは、預金保険料率ではなく、他の監督ツールや市場規律によってもたらされることとなる。

後者は、法律上の制約によって人為的に低い保険料率が適用されているもので、①最上位区分への高い集中度と②多数の新設銀行の存在<sup>15</sup>によって問題が増幅された側面がある。

一方、基金については、①目標水準を基準とする保険料率への制約（最上位区分の銀行に適用料率の急変をもたらす可能性）、②目標水準の硬直性などが問題とされていた。

## b. 新しい可変料率制

### (a) 概要

07 年度から実施されている新しい料率体系の主な特徴は次の 4 点である（図表 13）。

図表 13：新しい料率体系の主な特徴

料率区分の集約	自己資本比率（3 区分）と監督格付（3 区分）に基づく従来と同様のマトリックスを、4 つの料率区分に集約
ベース料率の引上げ	最も健全な銀行にも平時から保険料負担を求めるよう、水準を全体的に引上げ
最大料率格差の拡大	27bp を 38bp に
最上位区分の料率細分化	総資産規模や外部格付の有無などにより三種類の方式を使い分け、最大格差 2bp の範囲で適用料率を細分化

（資料）FDIC 規則などに基づき、みずほ総合研究所作成

<sup>15</sup> 米国では毎年概ね 100 以上の銀行が新設されているが、FDIC の経験では新設銀行の経営破綻確率が相対的に高いにもかかわらず、最上位区分に該当すると保険料の負担を求めることができなかった。90 年代半ばまでに高率の保険料を負担して基金積み上げに貢献した銀行からは、新設銀行の経営上のモラルハザードへの懸念から、費用負担の不公平性の是正を求める意見が強く聞かれた。

新しい料率区分は、従来の9区分のうち最上位・最下位の2区分を除く7区分が2つに集約されている（図表14）。また、最も健全な銀行に対する適用料率がゼロになる可能性は理論上残っているものの、制度改正議論の過程では、すべての銀行に平時から何らかの保険料負担を求めることが強調されていた。

図表 14：新しい料率体系と適用料率

【料率区分】		監督格付区分		
		A	B	C
自己資本 比率区分	充実（従来「1」）	料率区分Ⅰ	料率区分Ⅱ	料率区分Ⅲ
	適正（従来「2」）			
	未達（従来「3」）	料率区分Ⅲ		料率区分Ⅳ

【適用料率】	料率区分Ⅰ	料率区分Ⅱ	料率区分Ⅲ	料率区分Ⅳ
ベース料率	2～4bp	7bp	25bp	40bp
07年第1四半期の 適用料率	5～7bp	10bp	28bp	43bp

（資料）FDIC

新しい料率体系では、最大料率格差の拡大や最上位区分に対する料率の細分化により、リスクに対する感応度は従来よりも向上したと言えるが、料率設定の細部では、①料率格差の拡大に当たり最高料率を経験的なデータに基づく水準よりも意図的に低く抑える、②最低準備率（1.15%）を維持する必要から、料率体系の上方スライドによって、最も健全な銀行に対する適用料率が高めに設定される<sup>16</sup>、③最上位区分における料率細分化でも約4割の銀行には最低料率が適用されるよう算定式の係数を調整する等、政策的な配慮による影響も少なくない。

なお、保険料の負担については、①既存銀行と新設銀行との衡平性確保や②平時から保険料負担を求められることへの抵抗感の緩和などの観点から、改正法により総額47億ドルの一時還付が行われる（07年以降の保険料と相殺する）ため、ほとんどの銀行で本格的な負担が生じるのは08年第3四半期以降になる。

#### (b) 料率区分別の分布状況

保険料算定ベースで見ると、06年末時点で①約6割に最上位区分内の最低料率（5bp）が適用され、②約99%は料率格差2bpの範囲内に収まっている（図表15）ので、従来よりも料率差がつくようになったとは言え、一部の銀行を除き、それほど顕著な違いはついていないと言える。

<sup>16</sup> 改正法の審議過程では、最も健全な区分の銀行に対する適用料率に上限（例えば年1bp）を設ける案も出されたが、最終的には導入が見送られた。この背景には、高い預金増加率が続いている中で、基金の積み上げに対する制約が大きくなりすぎることへの懸念があると推察される。

図表 15：料率区分別の分布状況（06 年末推定）

	07 年第 1 四半期の適用料率	銀行数		保険料算定ベース	
		(行)	(%)	(億ドル)	(%)
区分Ⅰ・最低料率	5bp	3,296	38%	40,914	61%
区分Ⅰ・中間料率	5~7bp	4,427	51%	24,160	36%
区分Ⅰ・最高料率	7bp	535	6%	1,547	2%
区分Ⅱ	10bp	379	4%	859	1%
区分Ⅲ	28bp	55	1%	77	0%
区分Ⅳ	43bp	1	0%	1	0%
合計		8,693	100%	67,558	100%

(資料) FDIC

### (c) 最上位区分における料率細分化

大部分の銀行が該当する「料率区分Ⅰ」については、①米銀か在米外銀支店か、②米銀の規模（総資産 100 億ドル以上か否か）、③米銀に対する長期債発行者格付の有無により、三種類のを使い分けながら、適用料率の細分化が行われる（図表 16、各方式の詳細については補論 1 を参照）。いずれの方式でも、線型の換算式を使って適用料率を求めるが、料率区分Ⅰの中での最大料率差は 2bp に抑えられている。

図表 16：「料率区分Ⅰ」での細分化

種別	基準	細分化の基準指標
米銀	①総資産 100 億ドル以上、かつ ②長期債発行者格付あり	監督格付＋長期債格付
	上記以外	監督格付＋財務指標
在米外銀支店		監督格付

(資料) FDIC 規則に基づき、みずほ総合研究所作成

米銀に対する 2 つの方式では、06 年 6 月末時点の分布状況に基づき、①健全性が高い方から 44~45%に「料率区分Ⅰ」の最低料率（当初は 5bp）、②健全性が低い方から 5~6%には最高料率（同 7bp）が適用されるように定数と係数が調整された換算式が使われる<sup>17</sup>。外銀向けを含む各換算式の骨格に当たる部分は FDIC 規則に明記されるため、変更する場合は改めて規則提案やコメント募集などの手続きを踏む必要がある。

新しい体系に対する評価は、実際の運用状況も見ながら確立されていくと考えられるが、料率構造上、特に入力要素が少ない大規模米銀や在米外銀支店にとっては、当局検査の要素評点や長期債格付の一段階の違いが保険料率（つまり支払保険料）の差となって響いてくる<sup>18</sup>ため、銀行の一段階の違いに対するこだわりは強くなるであろう。

<sup>17</sup> 在米外銀支店に対する換算式は、大規模米銀に対する換算式をベースとしている。

<sup>18</sup> 当局検査の総合評価や一部の要素項目の評点は、業務範囲拡大の条件や許認可プロセスの迅速化の適格性要件などにも用いられ、銀行に経営内容を向上させるインセンティブとして働いているが、総合評価や要素評点の「1」と「2」は同列として扱われる場合がほとんどであり、これまで「1」と「2」の違いは実務上それほど大きな違いを持たなかったと推察される。

### c. 基金規模を巡る改正

改正法では、①従来の実質固定制を改め、推定付保預金総額の 1.15%~1.5%の範囲で FDIC が目標水準を毎年決められるようにするとともに、②実際の準備率がこの範囲内であれば、目標水準との関係にかかわらず、FDIC が必要あるいは適当と考える保険料率を設定できるようにした。改正後の目標準備率は従来に引き続き 1.25%に設定されているが、06 年末の準備率は 1.21%にとどまっている。

法律上は、①準備率が法律上の最低レベル（1.15%）を下回る場合は 5 年以内に準備率を 1.15%まで回復させる計画を策定・実施することと、②準備率が 1.35%を上回る場合は超過分の半額、1.50%を上回る場合は超過分の全額を還付することが求められている。

目標水準の決定時には、①過度な保険料率の変動の回避や②好況期に高く、後退期には低く設定すること等を考慮するよう法律に明記されており、FDIC には裁量権の拡大と同時に一層の説明責任も求められている。

## (2) カナダ

### a. 制度全般の概要と特徴

カナダの預金保険制度は 67 年の連邦法に基づき導入されたもので、運営主体としてカナダ預金保険公社（CDIC）が設立されている。カナダで小口預金を受け入れる連邦免許の銀行などは CDIC への加入が必須であり、現在 81 機関が加入している。カナダ独自の事情としては市場の寡占化があり、保険金の支払対象となる預金残高 4,550 億カナダドル（約 50 兆円）のうち、大手行 6 行が 89%、上位 12 行までで約 98%を占めている。

CDIC の機能は、80 年代半ばに発生した地域銀行 2 行の経営破綻をきっかけとして 80 年代後半に制度運営や監督体制の全般的な見直しが行われる中で拡充された。可変料率制の導入はこの当時から提言されていたが、所要の法改正が行われたのは 96 年であり、その後、詳細な部分にわたる市中協議を行って、99 年度にようやく導入された。導入のタイミングとしては、80 年代以降の破綻処理に伴う欠損金が解消された翌年度からということになる。

### b. 可変料率制

#### (a) 特徴

カナダの現行制度は、①いわゆる「スコアカード方式」を採っており、②定量項目（9 項目・11 指標）と定性項目（2 項目）を組み合わせ、③定量項目 60 点・定性項目 40 点の計 100 点満点で評価を行い、④その結果により 4 つの料率区分に分類される（**図表 17**、各項目の算式や評点については**補論 2**を参照）。また、⑤各区分の適用料率はこれまで二度引き下げられているが、最も低い区分から順に「1:2:4:8」という割合が固定されている。

図表 17：カナダのスコアカードと料率区分

項 目		配点
自己資本	自己資本比率	20
	収益性・効率性	
	収益率（対リスク加重資産）	5
	平均当期利益の変動性	5
	当期利益（ストレステスト後）	5
	経費率	5
資産の質・集中	不良資産（対総資本）	5
	資産成長率（3年移動平均）	5
	不動産資産の集中度	5
	総商業貸出の集中度	5
定量項目計		60
検査格付		35
	その他情報	5
定性項目計		40
合 計		100

評価結果	80 点以上	65～80 点	50～65 点	50 点未満
料率区分	1	2	3	4
現行料率	1/72% (約 1.4bp)	1/36% (約 2.8bp)	1/18% (約 5.6bp)	1/9% (約 11.1bp)
99 年当初の 適用料率	1/24% (約 4.2bp)	1/12% (約 8.3bp)	1/6% (約 16.7bp)	1/3% (約 33.3bp)

(注) 99 年から 2 年間は、導入時の経過措置として「料率区分 4」の適用料率が「料率区分 3」と同じとされた

(資料) CDIC 資料に基づき、みずほ総合研究所作成

各項目の評点は 3～5 段階の不連続なもの（例えば、5 点・3 点・0 点という評点になる）であり、項目別の配点では定性項目の「検査格付（最大 35 点）」と定量項目の「自己資本比率（最大 20 点）」が大きく、残る項目は同じウェイト（最大 5 点）である。

料率体系の設計では、①料率体系の実効性、②構築の容易さ、③銀行業界の受容可能性、④料率体系の透明性、⑤主要なリスク要素の反映、などが主に考慮されたようである。

#### (b) スコアカード方式の採用とその構造

CDICは検討開始後の早い段階で、定量項目または定性項目の一方ではなく、定量項目と定性項目を組み合わせた方式が望ましいとの見解に達した。さらに、米国のように定量・定性 1 項目ずつにすると考慮すべき重要情報が欠けることを懸念し、それぞれ複数の指標を使う方向で検討を進めた。非常に多数の指標を使うことも検討されたようであるが、結局は情報提供元である銀行等の負担も考慮し、日常的に用いられている既存指標をできるだけ使うこととなった<sup>19</sup>。なお、使用される指標は 04～05 年の見直しで、定量項目 5 指標

<sup>19</sup> 市中協議の過程では、定量項目の指標を 14 種類使い、自己資本比率以外の定量項目の配点を 2～3 点とするよう提案されたが、自己資本比率と他の定量項目とのバランスなどにも配慮し、最終的に定量項目の指標は 11 種類、自己資本比率以外の配点は 5 点ずつとされた。

の変更・入替えと定性項目 1 種類の削除が行われ、現在の形に至っている。

指標の選択とともに問題となったのが、定量項目と定性項目の配点である。CDIC は定量項目と定性項目をそれぞれ 50 点ずつとする提案を行ったが、定性項目への配点が高すぎるとの意見にも配慮し、定量 60 点・定性 40 点に調整されている。

### (c) 料率区分

CDIC は可変料率制の導入に当たって、銀行間の微妙なリスクの違いの捕捉よりも、低スコアの銀行に経営改善を促すインセンティブを与えることに主眼を置いていたようであり、こうした考え方にに基づき、加盟機関数や区別の有意さを勘案して 4 区分としている。

料率区分の境界値についても、そもそも恣意性があるという理解の下で、①50 点未満は最下位区分、②80 点以上は最上位区分とし、③その中間を等分するよう決められた。

導入後の分布状況を見ると、導入当初で約 7 割、最近では 8 割以上の銀行が最上位区分に該当しており、逆に下位 2 区分に該当するのはごく少数である。(図表 18)。なお、この最上位区分への集中については、特に問題視されていないようである。

図表 18 : 料率区分別の分布状況

区分	99 年	00 年	01 年	02 年	03 年	04 年	05 年	06 年
1	69%	74%	67%	78%	63%	78%	81%	84%
2	22%	20%	23%	14%	33%	18%	18%	14%
3	7%	5%	9%	7%	3%	3%	0%	2%
4	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	0%

(資料) CDIC の年次報告書などに基づき、みずほ総合研究所作成

### (d) 料率の設定

カナダでは保険料率の上限が年 1/3% (0.33%) と法律で決められており、可変料率制が導入される直前は一律で年 1/6% (0.17%) の料率が適用されていた。

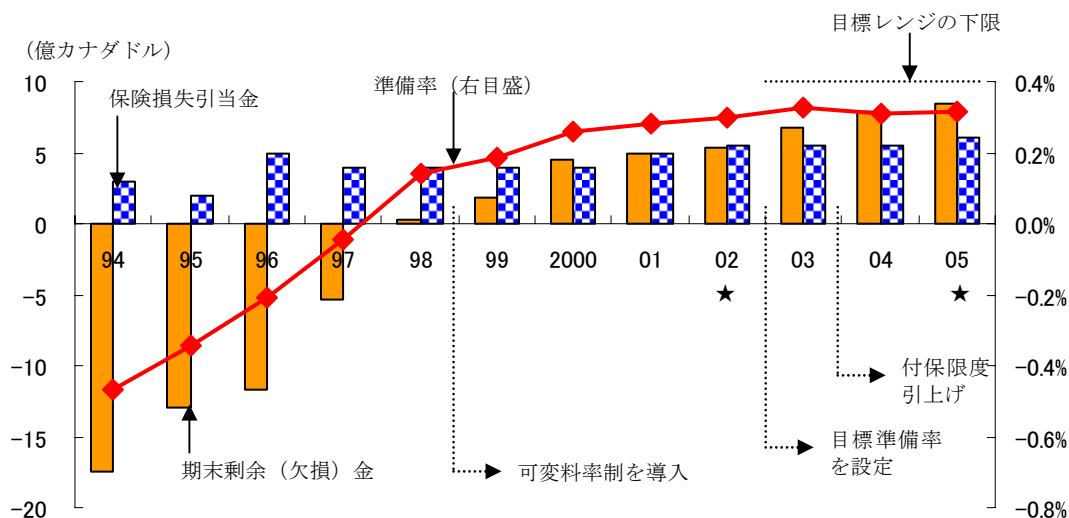
可変料率制への移行に当たり、総額で従来と同様の保険料収入を確保しようという考えも出されたが、前年度で欠損金が解消したこともあり、最終的には 91% の銀行 (図表 17 で上位 2 区分に該当する銀行) で料率が引き下げられた。その後も、適用料率は 02 年と 05 年にそれぞれ一律に引き下げられているが、特に 05 年は基金の目標水準に達していない中で短期的な必要性の観点から引下げが実施されている。

料率設定に関連して、銀行の規模による違いを設けるかどうかも議論されたが、規模に対して中立的な料率体系とすることで落ち着いたようである。

### c. 基金の目標規模

CDIC は、翌年以降の保険発動に備えた予想費用を定量的な分析に基づき「保険損失引当金」として計上しており、基金残高に当たる期末剰余金には引当金が含まれていない。考え方としては、推定期待損失に対応するのが引当金であり、それでもカバーされない不測の損失に備えて剰余金が蓄積されている (図表 19)。

図表 19：カナダの基金残高と準備率（年度末）



- (注) 1. CDIC の決算年度は 4 月から翌年 3 月まで  
 2. 「準備率」は、保険損失引当金と期末剰余金の合計の付保預金総額に対する割合  
 3. 付保預金総額は、99 年度までは翌年 3 月末、00 年度以降は翌年 4 月末の数値  
 4. 99 年度の期末剰余金は、翌年に 1.1 億カナダドルの上方修正が行われる前の数値  
 5. 「★」を付した 02 年と 05 年には保険料率の一律引下げが実施されている

(資料) CDIC 年次報告書などにに基づき、みずほ総合研究所作成

基金の目標規模については 03 年度に、システミックリスクが懸念されるような大規模銀行に対する保険発動を想定して平時から基金を蓄積しておく必要はないという考えに基づき、小規模銀行の破綻処理に対処できる程度の水準として、保険損失引当金と期末剰余金の合計額について「付保預金総額の 0.4~0.5%」と定められた<sup>20</sup>。

### (3) ドイツ

#### a. 固有事情による複数制度の並立

ドイツにおける預金者保護スキームは、歴史的な経緯もあり、主なものだけで強制加入が 2 種類、任意加入が 4 種類並立しているほか、任意加入部分も含めた実質的な保護範囲が極めて広がっている（図表 20）。

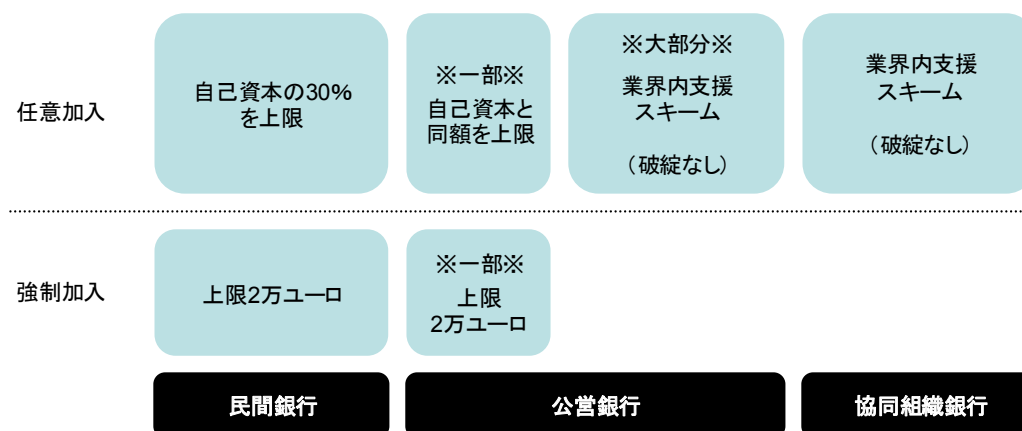
ドイツの銀行界は、①貯蓄銀行と州立銀行を中心とする公営銀行（public banks）、②協同組織銀行（cooperative banks）と③ドイツ銀行をはじめとする民間銀行（private banks）の大きく 3 つの業態に区分される。

このうち、大部分の公営銀行と協同組織銀行は、それぞれ独自に任意加入の業界内支援スキームを持っており、スキームの加入行は破綻しないことが保証されているため、間接的に預金者も全額保護される。この支援スキームは、EU の預金保険指令との関係でも預金者保護の観点で同等以上の内容を持つと認められている。

<sup>20</sup> 歴史的には、「付保預金総額の 1/6%」という目標水準が定められていた時期もあった。



図表 20：ドイツにおける業態別の保護制度（イメージ）



(資料) 各種資料に基づき、みずほ総合研究所作成

こうした支援スキームがない民間銀行と一部の公営銀行は、実質全額保護を行う他業態への対抗上、独自に任意加入の保護スキームを設立した<sup>21</sup>。このスキームは、加入行の破綻はありうるものの、実質的には全額保護に近い内容である。例えば民間銀行は「自己資本の30%」を付保限度額としているが、民間銀行の最低資本金は500万ユーロであるため、預金者一人当たり少なくとも150万ユーロ（約2.4億円）が保護されている<sup>22</sup>。

### b. 強制加入部分

EUの預金保険指令の施行に伴うもので、指令要件との同等性を認められた業界内支援スキームを持たない民間銀行などが98年にそれぞれ別個に新設した。付保限度額は、共同保険方式<sup>23</sup>により「預金等の90%までで支払上限額は2万ユーロ」とされている。

民間銀行向けの場合、業界団体（ドイツ銀行協会）が管理する別会社が制度運営に当たり、保険料は年0.8bpの一律料率制で、剰余金は恒久的な基金に蓄積される。

### c. 任意加入部分（民間銀行）

EU指令の施行後も引き続き運営されており、民間銀行向けの制度は、業界団体が制度運営の事務局となり、強制加入対象先の約9割が加入している。

ドイツでは、預金保険の発動につながるような個別行の問題点を早期に識別することを目的として、非営利団体である銀行監査協会による監査が加盟行に義務づけられている。重大な問題が発見された場合、銀行監査協会は銀行に是正措置を求めることもできる。さ

<sup>21</sup> 歴史的な経緯としては、民間銀行では定額保護（当初は上限1万ドイツマルク）の預金保険制度を66年に設立していたが、74年のヘルシュタット銀行の経営破綻を受けて、業態に対する信用不安や資金の流出を懸念して76年に現在のような形に変えている。

<sup>22</sup> ドイツ銀行などの大手行では、一人当たり数十億ユーロまで保護されることになる。

<sup>23</sup> 共同保険（coinsurance）方式とは、預金残高の一定割合のみを保護対象とするもので、所定の預金残高までの全額を保護対象とする場合に比べて、預金者による規律づけが強く働くと期待される。EUの預金保険指令では、この一定割合を90%以上とするという条件で、各国の裁量によって共同保険方式を採用することを認めており、ドイツのほか英国、オランダでも採用されている。

らに、実地監査の補完的な意味合いもあって同協会の子会社による銀行格付制度が導入されており、この格付結果（スコア）に基づき可変料率制での料率区分が決められる。

この格付制度では、①監査済財務諸表、②質問書への回答や③その他情報（監査報告書など）に基づくスコアカード方式で銀行を評価する。現在の料率体系は03年に改正されたもので、大きな3区分（A、B、C）がそれぞれ3つの小区分（1～3）に分かれ、全部で9段階の料率区分がある。3つの大区分のうち、100点満点で60点以上あれば区分Aに分類される（図表21）。ベースとなる保険料率は年3bpであるが、区分Bおよび区分Cに該当すると最大150%の割増し（つまり、最大適用料率は年7.5bp）が行われる<sup>24</sup>。ただし、実際に保険料率が大幅に割増しされる銀行はごく一部に限られるようである。

図表 21：スコアリング結果と料率区分

	1	2	3	保険料率との関係
A	80点以上	70～80点	60～70点	割増なし（年3bp）
B	55～60点	50～55点	45～50点	} 割増対象（最大150%）
C	40～45点	35～40点	30～35点	

（資料）GBB（2003）などに基づき、みずほ総合研究所作成

なお、料率区分については07年に改正され、①料率区分数が大幅に増加するとともに、②最大割増幅も拡大する見込みである。ただし、現在区分Aに該当している銀行に対する割増は引き続きゼロとなる模様で、見直しの主眼は、経営上の問題がある銀行に対する適用料率の厳格化に置かれているようである。

格付に用いられるスコアカードは、大きく「リスクプロファイル」と「パフォーマンスプロファイル」から成り、財務指標だけでなくリスク管理や内部統制面、戦略面まで幅広い項目が評価されている（図表22）。

図表 22：ドイツにおけるスコアカードの構成要素

リスク プロファイル	リスク ポテンシャル	銀行の財務状況への潜在的な影響という観点で、銀行業務に影響を及ぼす各種リスクを評価 主要事業ラインにおける内部統制・管理システム、ITシステム、会計と内部監査の組織・種類・実効性に焦点
	リスク カバレッジ ポテンシャル	経済的およびプルーデンス上の観点から自己資本の分析 損失やリスクをカバーするオフバランスシートの手段にも焦点
パフォーマンス プロファイル	収益 ポテンシャル	収益性や経費状況を反映する各種指標の分析 収益の継続性を評価するため、複数年にわたり評価
	戦略的 ポテンシャル	戦略上・コンセプト上の方向性に加えて、将来の市場ポジションに重要な要因も考慮

（資料）GBB（2003）に基づき、みずほ総合研究所作成

<sup>24</sup> 制度運営主体であるドイツ銀行協会が定めた細則には「20年以上A区分である銀行に対して保険料を免除することができる」という規定があり、実際に発動されたこともある模様だが、中長期的な財源確保の観点から、現在はこの規定の発動にむしろ消極的なようである。

格付対象が約 200 行に限られるとはいえ、こうした総合的な評価を行う格付制度の運営コストは少なくないと推察されるが、付保限度が非常に大きいために予防的なモニタリングが十分機能しない場合の銀行界への影響が甚大であることも、相応のコストをかけたモニタリング活動が正当化される一因として考えられる。

#### (4) 英国

##### a. これまでの経緯

英国では 79 年銀行法に基づき、実質的に中央銀行が運営する預金保険制度が 82 年に設立された。制度運用上の財源については、事前徴収制と事後徴収制を変則的に組み合わせた形が採用されていた。まず制度加入時には当初拠出金（最低 1 万ポンド）の支払いが必要であり、基金として蓄積された中から毎年の運営経費や小規模な保険発動費用が支払われる。基金残高は 500～600 万ポンドが目標水準とされており、一定の水準を下回ると追加拠出金を徴収して残高が回復された。さらに、大規模な保険発動に伴い資金が必要な場合は、一律料率による特別拠出金が徴収された。こうした 3 種類の拠出金は、一行当たりの累積支払額で 30 万ポンドが上限となっていた。なお、破綻処理に伴い事後的に清算配当がある場合は、特別拠出金の還付に充当されていた。

その後、2000 年の法改正で、これまで各業態に分かれていた利用者向け補償制度を統合し、新たな運営主体として「金融サービス補償制度 (FSCS)」が 01 年に設立された。FSCS は、機能別に 5 つの下部スキームに分けて運営されており、銀行法に基づく従前の預金保険制度は、他業態とともに「預金受入金融機関」の下部スキームに統合されている。

FSCSでの所要資金の調達は、それぞれの下部スキームが独立して行っている。「預金受入金融機関」の下部スキームでは、FSCSへの業務継承時に約 1,000 万ポンドの剰余金をそのまま譲り受け、これを優先的に費消している。FSCS設立後は、信用組合を中心に発動事例があるものの、まだ保険料を徴収したことがなく、仮に追加的な資金を徴収する場合は一律料率が想定されている<sup>25</sup>。

##### b. 事後徴収制・一律料率の根拠

FSCS での費用負担方法については、新制度への移行に当たり 97 年と 99 年に市中協議が行われているが、事後徴収制・一律料率制とすることに特に異論は出なかった模様である。この大きな理由は、実務的な観点からの必要性の問題と思われる。

実際、預金保険の受益者である預金者の視点で考えると、保険発動時に預金者への支払資金が確保されているか否かが問題であり、それが基金への蓄積分からでなければならぬ理由はないかもしれない。銀行の視点でも、保険発動時の資金拠出義務は負うとしても、万一のために手元資金を手放すよりは、その分を手元で自身の業務をレベルアップするた

<sup>25</sup> 剰余金という形での「基金」は存在するが、保険発動の有無にかかわらず保険料を徴収して基金に蓄積しているわけではないので、大きな分類としては「事後徴収制」としている。

めに使う方が顧客にとっても銀行にとってもよい、という考え方もできよう。

可変料率制についても、FSCS の法的権限に起因する課題もあるが、この問題を除いても、実務的な観点では①他の監督ツールによる代替効果や②リスクの違いを正確に反映した料率体系を構築することの困難さを勘案すれば、追加的な運営費用をかけて導入する意義が疑問視されていることがうかがえる。

## (5) イタリア

### a. 預金保険制度の設立と特徴

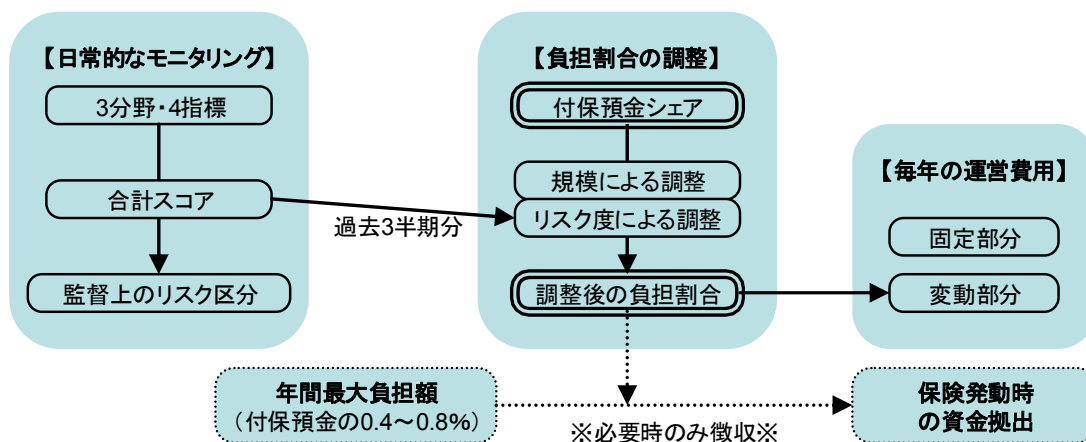
イタリアの預金保険制度は、①商業銀行向けと②協同組織銀行向けの 2 種類がそれぞれが別個に運営されているが、本稿では 87 年設立の商業銀行向けの制度を概観する。

運営主体である FITD は、銀行監督当局（中央銀行）から情報提供を受けて財務指標に基づくモニタリングを委任されており、銀行に対する 6 段階の監督上のリスク区分が費用負担にも影響する仕組みとなっている。

保険発動のための費用は事後徴収制で、付保預金総額の 0.4~0.8%の範囲で年間最大負担額を毎年決めており（最近では 0.4%で据え置き）、各銀行はこれに対する負担割合の通知を受け、請求があれば直ちに支払うことを約束している。負担割合を決める際は、①資産規模に応じた調整と②過去 3 半期の日常的なモニタリング結果に基づく調整が行われるので、可変料率制の要素も持っている。一般に事後徴収制では、いざという時の資金確保が課題とされるが、イタリアでは大手行を通じて短期間で保険料を徴収できるため、実務的な支障はないと考えられているようである。

また、保険発動費用とは別に、毎年の運営費用（06 年度は総額で 246 万ユーロ）を徴収しているが、これは①全行一律の固定部分（06 年度は一行 3,500 ユーロ）と②変動部分から成り、変動部分には事後徴収制で用いられるのと同じ負担割合が使われている。以上の全体的な関係は次のようになる（図表 23）。

図表 23：可変料率制とモニタリングの関係



(資料) FITD 資料などに基づき、みずほ総合研究所作成

## b. 日常的なモニタリング

### (a) 概要

FITDによるモニタリングは、預金者への保証という本来的な機能の効率的な遂行とともに、保険発動に伴う費用の最小化を図るもので、①リスク、②自己資本、③収益性という3分野4種類の定量的指標<sup>26</sup>を用い、各指標を4段階のスコアに変換する（図表24）。

図表 24：モニタリングで使う指標とスコアへの変換

#### 【指標】

分野	指標名	算式	《参考》 06/6 末平均値
リスク	A1	不良債権 / (自己資本+劣後ローン)	6.87%
自己資本	B1	監督上の自己資本 / 当局が定める最低資本要件	209.47%
収益性	D1	営業費用 / 総収入	49.94%
	D2	ネット貸倒損失 / 税引前利益	11.97%

#### 【スコアへの変換】

	「正常」	「注意」	「警告」	「違反」
A1 の計算結果	0～20%	20～30%	30～50%	50%超
<b>A1 のスコア</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>8</b>
B1 の計算結果	110%超	100～110%	90～100%	90%未満
<b>B1 のスコア</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>
D1 の計算結果	0～70%	70～80%	80～90%	90%超
<b>D1 のスコア</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>
D2 の計算結果	0～40%または 貸倒損失が負	40～50%	50～60%	60%超または 税引前利益が負
<b>D2 のスコア</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>4</b>

(資料) FITD (2006a) に基づき、みずほ総合研究所作成

4指標のスコアを単純合計したものが「合計スコア」で、この値により6段階の「監督上のリスク区分」に分類される（図表25）。

図表 25：合計スコアと監督上のリスク区分

合計スコア	リスク区分	06年6月末の分布状況	
		銀行数	付保預金シェア
0～3点	「常態」	255	89.8%
4～5点	「注意」	14	6.9%
6～7点	「警戒」	2	0.0%
8～10点	「懲戒」	16	3.1%
11～12点	「重大な不均衡」	1	0.0%
13点以上	「除名」	1	0.2%

(資料) FITD (2006a) と FITD 年次報告書 (06年版) に基づき、みずほ総合研究所作成

<sup>26</sup> このほかに、資産・負債等の満期構成バランスを見る算式の充足状況を見る「マチュリティ変換」という分野もあったが、06年にここでのモニタリング対象からは除外された。

このリスク区分に応じた不利益処分としては、①FITD 総会における議決権の停止（「懲戒」以下）、②当局への報告頻度の上昇（「警戒」以下）、③FITD からの除名処分（「除名」に該当して財務状況が1年以内に改善しない場合）などがある。

### (b) 区分別の分布状況

モニタリングに使われる4指標の平均値を見ると、少なくとも00年12月末以降、いずれも「正常」に区分される範囲にかなりの余裕を持って収まっている。06年6月末でも、銀行数で76～96%、付保預金シェアで85～90%の銀行が最上位（「正常」）に区分されている（図表26）。

図表 26：個別指標での分布状況（06年6月末）

	銀行数（行）				付保預金総額に占めるシェア（%）			
	A1	B1	D1	D2	A1	B1	D1	D2
「正常」	276	272	219	255	85.4	84.9	85.5	90.3
「注意」	9	17	31	9	12.1	15.1	12.2	1.8
「警告」	1	0	16	5	0.1	0.0	1.4	1.7
「違反」	3	0	23	20	2.5	0.0	1.0	6.3

（資料）FITD（2006a）とFITD年次報告書（06年版）に基づき、みずほ総合研究所作成

「合計スコア」についても、06年6月末の平均値は1.17と非常に低く、銀行数で88%（289行中255行）、付保預金シェアで90%の銀行は最上位に区分されている（図表25）。合計スコアの平均値は、00年12月末以降で見ても1.6～2.3前後で推移している。

### c. 可変部分の算定方法

保険発動時の資金拠出と毎年の運営費用のうち変動部分に用いられる可変料率的な負担割合は、毎年の付保預金総額に対する銀行別シェアに対して、①規模と②リスク度による調整を加えたものである。銀行別シェアはすべて千分位数で表されたものが使われ、例えばシェア25%の銀行は「250」、全行の合計は「1,000」となる。

最初の「規模による調整」は、大手行がいわゆる「TBTF (too big to fail)」原則の恩恵を受けている（従って、預金保険基金に対する損失リスクは小さくなる）という考えに基づき、規模の大きさに逆進的な調整を行う。具体的には、①シェア最大行の千分位数を7.5%減少、②シェア最小行の千分位数を7.5%増加、③これ以外の銀行は、均衡点となる千分位数を境に、均衡点からの距離に比例する形で、均衡点よりも大きな（小さな）シェアの銀行の千分位数を軽減（割増）する。④均衡点は、規模による調整後の千分位数の合計が「1,000」となるように求められる。

次に「リスク度による調整」では、日常的なモニタリング活動で使われる「合計スコア」を過去3半期分について加重平均した結果を用いる。加重平均に使うウェイトは、新しいものから順に4対2対1としている<sup>27</sup>。ここでの調整は、①加重平均結果が「3」超の銀行

<sup>27</sup> 例えば、前年6月末、前々年12月末、前々年6月末の合計スコアがそれぞれ「5」「6」「3」である場合、加重平均後の合計スコアは  $(5 \times 4 + 6 \times 2 + 3 \times 1) \div (4 + 2 + 1) = 「5」$  となり、規模による調整後の

には加重平均結果のパーセンテージだけ千分位数を割増し、②加重平均結果が「0」の銀行がこの割増分をそれぞれの預金シェアに応じて受け取る（つまり負担が軽減される）というもので、③加重平均結果が「0」超「3」以下の銀行は調整対象外である。

#### d. 料率格差の度合い

以上のように、イタリアでは付保預金シェアの調整を通じて間接的に適用料率の違いが現れるようになっており、銀行ごとに適用料率は異なるが、調整内容や合計スコアの分布状況などを考えると、通常はそれほど大きな料率差は生じないと推察される。

まず、「規模による調整」により生じる料率格差は、上記の通り調整幅が固定されているから最大 1.16 倍（ $=107.5 \div 92.5$ ）である。

「リスク度による調整」については、合計スコアの理論値から最大 2 割増まで考えられるが、それでも規模による調整と合わせた最大割増幅は約 3 割程度であり、リスク区分に応じた不利益処分が存在を考えると実際の調整幅はもっと小さいと思われる。他方、直近で①付保預金の約 9 割を持つ銀行が合計スコア 0～3 点にあり、②個別項目でも付保預金の 85～90%がスコア 0 点（「正常」）であることからすれば、絶対額としてそれほど大きくない割増分を多くの銀行が分ける形になっていると考えられる。

### (6) スイス

スイスでは、銀行が破綻処理される場合の預金者保護制度として、①銀行法に基づく優先弁済権の付与（一人 3 万スイスフランまで）がある。ただし、最終的な弁済を受けるまでに時間がかかることもあり、預金者への弁済を迅速化するための補完的措置として②民間の自主運営による流動性供給制度が導入されている。スイス国内に付保預金がある銀行は自主運営部分への加入が義務づけられているが、自主運営部分の実務は制度運営主体から業界団体（スイス銀行協会）に委託されている。

自主運営部分による流動性供給（一時点での未清算支出残高）は、40 億スイスフラン（約 4,000 億円）が限度であり、概ね中小銀行の破綻には支障ない程度と言われている。流動性供給に備えた基金は特に設けられていないが、支出上限の半分（20 億スイスフラン）に対して各銀行には付保預金シェアに応じた追加的な流動性準備が義務づけられている。

自主運営部分の基本的な考え方は、「無駄がなく安価」であることである。このため、これまで何度か発動例はあるが、制度運営主体に専任スタッフは置かず、実際の発動時には必要に応じて破産管財人に業務をアウトソースしているようである。日常的な運営経費も計上されていないため制度運営費用を別途徴収することもなく、発動時には必要な資金を一律料率で事後徴収している。事前徴収制や可変料率制については、理論上のメリットはあるとしても実際の運営には相応のコストも必要となるものであり、こうした基本的な考え方とは相容れないと考えられている。

---

シェアが 5%割増となる。

こうした制度運営の背景には、そもそも銀行の破綻処理というものが、日常的な銀行監督プロセスを通じて結果的に対処できない場合に発生する稀な事象であるという認識があり、保険発動の蓋然性と発動時の負担、およびそのために平素から必要となるコストを比較考量して選択された一つの結果と考えられる。

## (7) スウェーデン

### a. 基金の運営

90年代初めに深刻な金融危機を経験したスウェーデンは、預金の全額保護を行う一方で集中的に不良債権処理を進めて金融システムを安定化していった。金融危機が発生するまで明示的な預金保険制度は導入されていなかったが、その後の EU 加盟に伴い制度整備が必要となり、96年に新しく制度を設立している。

新制度では事前徴収制を原則とすることになり、国内の大規模銀行の破綻時に備えるという理由から、銀行界の強い反対を押し切って「付保預金残高の2.5%」が基金の目標規模と定められた。しかも、こうした高水準の目標を比較的短い期間で達成すべく、年平均で25～50bpという高率の保険料が適用された。

その後の法改正により、①01年以降は平均保険料率が年10bpに据え置かれているが、②基金残高が目標水準を下回る場合は最大30bpまで平均料率を引上げることができる。一方、目標水準を上回る場合の保険料還付規定はなく、過去の発動も小規模な2件のみであるため、基金残高は目標水準を達成した後も年々増加しており、最近では付保預金の約3%という欧州でも極めて高い水準に達している（10ページの図表9参照）。

### b. 可変料率制

スウェーデンでは、①自己資本比率をリスクの代理変数とし、②年間の徴収総額を固定した上で、③非線型の関数を用いて、④平均保険料率の0.6～1.4倍の範囲で個別行の適用料率を決めている。具体的には仮計算と調整を重ねながら進められる（図表27）が、自身の自己資本比率だけでなく他行の自己資本比率や付保預金残高によっても適用料率が変動するため、銀行にとって適用料率の予測は非常に難しいと思われる。

図表 27：スウェーデンでの料率決定フロー

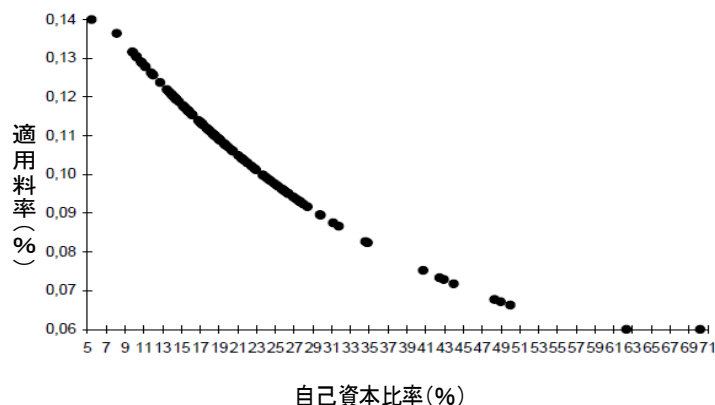
ステップ1	全行の付保預金残高×平均保険料率（現在10bp）を徴収総額として固定
ステップ2	関数式の係数を仮決定して銀行別の適用料率を仮計算（通常は合計すると徴収総額よりも少なくなる）
ステップ3	ステップ2に基づく銀行別の保険料合計がステップ1の算定結果と等しくなるように、料率を一律に調整
ステップ4	ステップ3の後の適用料率が上限・下限に抵触する場合、該当する銀行の料率を上限・下限まで調整する
ステップ5	ステップ4による調整分を残りの銀行について再調整し、再調整後の保険料合計がステップ1の算定結果と等しくなるようにする

（資料）Ekegårdh（2003）に基づき、みずほ総合研究所作成



自己資本比率と適用料率の関係は、運営主体の年次報告書でも公表されているが、例えば06年の場合、①平均料率が適用されるには20%超の自己資本比率が必要であり、②最低料率が適用される銀行の自己資本比率は60~70%前後となっている(図表28)。02~04年と比べると、平均料率が適用される自己資本比率、最低料率が適用される自己資本比率とも水準は高くなっている<sup>28</sup>。

図表 28 : スウェーデンにおける自己資本比率と適用料率の分布 (06年)



(注) 「●」が個々の銀行の自己資本比率と適用料率を表す  
(資料) スウェーデン預金保証委員会の年次報告書 (06年版)

### c. 制度改正の動き

現行制度については、①リスクの代理変数とする自己資本比率が、預金保険基金に対する個別行のリスクを必ずしも適切に表していない(例えば、大手格付会社から高い格付を得ている(=経営破綻リスクが非常に低い)自己資本比率10%台前半の大手行に平均以上の保険料率が適用される)、②基金の目標規模や目標水準達成後の徴収方式など、業界の費用負担が過大であり、国際的な競争力にも悪影響を及ぼす、などの問題点が指摘されており、数年前から抜本的な見直しが行われている。

政府は見直し案を年内にも市中協議にかける予定と言われており、法案審議を経て、早ければ09年から新しい方式が導入される見込みである。

## (8) シンガポール

### a. 制度導入の経緯

シンガポールではプルーデンス監督(具体的には、①厳格な免許基準、②プルーデンス規制、③リスクベースの監督、④システミックな監視)により預金者保護が実現されてきたが、これを補完するため「うまく考案された預金保険制度」を導入することとなり、06年4月に新制度がスタートした。

<sup>28</sup> 02~04年には、①平均料率が適用される自己資本比率は17~19%前後、②最低料率が適用される自己資本比率は40%前後で推移していた。

制度設計に当たっては、特に次の3点が基本的な考え方とされた（図表 29）。

図表 29：制度設計上の基本原則（シンガポール）

費用対効果性	新制度への資金拠出により、シンガポールの銀行システムの競争力や個別銀行の財務状況が損なわれてはならない
衡平性	預金保険基金に対するリスクが大きい銀行には、より高い料率を適用すべき。モラルハザードを最小化するとともに、健全銀行が弱小銀行を補助する程度を最小化するように料率設定すべき
市場規律	新制度の導入により、銀行・債権者・預金者が慎重さと市場規律を行使するインセンティブを弱めてはならない 付保限度は、明瞭で、かつ常識的に市場規律の行使を期待できない少額預金者に限定すべき

（資料）金融監督当局の02年8月市中協議文書に基づき、みずほ総合研究所作成

#### b. 保険料の徴収

02年8月の市中協議では、保険料徴収を「事前と事後のウエート付け」の問題として整理した上で、保険料納付分の機会費用を考えると事後徴収制の方が銀行界にとっての負担は少なくなるものの、事前徴収制の利点も勘案すると、主として事前徴収制による方式の方が望ましいと結論づけている。

#### c. 基金の適正規模

恒久的な基金の目標規模を定めることとなったが、シンガポールでは過去に銀行破綻の経験がなく歴史的なデータを用いた推計ができないため、一定の前提を置いたシミュレーション結果を踏まえ、「付保預金の0.3%」という水準が決められている。

基金は10～11年かけて目標水準まで積み上げる方針で（従って適用料率の目安としては「年平均3bp」となる）、目標規模に到達した後は、適当と判断されれば適用料率の引下げを行うべきとの見解が示されている。目標水準到達後の適用料率については、02年8月の市中協議文書で「0.5bp前後」という試算結果が紹介されている。

#### d. 可変料率制

制度設計上の基本原則にも挙げられているように、当初から可変料率制が望ましいという立場で議論が進められている。

料率区分の基準とすべき指標としては、①シンガポールでの事業内容に関する洞察に優れている、②外部格付等を含む公開情報も加味されている、③全ての対象行について入手可能である、などの理由から、監督当局の格付が最善とされた。

02年8月の市中協議文書で示された料率体系では、地場銀行に最大で10倍の料率格差が生じる形となっている（図表 30）が、最高料率の適用対象が非常に限られると予想されることもあり、特に異論は出なかったようである。ただし、基準指標となる格付方法について監督当局が丁度見直しを行っていたことから、現在は暫定的な料率体系となっており、地場銀行には一律料率が適用されている。

図表 30：市中協議で示された可変料率体系

区分	地場銀行	外 銀			
		資産維持率			
		「高」	「中」	「低」	
監督格付	「高」	2.5bp	2.5bp	4bp	7bp
	「中」	5bp	5bp	7bp	15bp
	「低」	25bp	25bp	30bp	30bp

(注) 外銀については、預金保険基金に対する損失リスクの観点から「資産維持率」も使われる  
 (資料) 金融監督当局の02年8月中協議文書に基づき、みずほ総合研究所作成

なお、監督当局は07年4月に新しい格付手法を公表しているため、本格的な可変料率制への移行も近づいていると思われる。ただし、その一方で監督当局の格付のみを基準とすることを疑問視する意見も出ているようであり、他の指標を組み合わせた料率体系が改めて協議にかけられることも十分考えられる。

## (9) 香港

### a. 制度導入の経緯

香港の場合、92年に預金保険制度の導入が議論されたものの、監督体制の強化などを通じた一層の預金者保護を図ることとなり、預金保険制度の導入は一旦見送られた。その後、アジア金融危機後に、将来的な危機への備えを充実させるために改めて市中協議が行われ、06年9月に新制度が導入されている。

### b. 保険料徴収と基金の目標規模

事前徴収制と事後徴収制の選択については、全体的な最終負担額は同じであるが、市中協議での多数意見でもある事前徴収制を望ましいと結論づけた。

基金の適正規模に関しては、01年9月の市中協議で①金融費用を含めた年間所要額の期待値に②不測の事態に備えた上乗せをどれくらい設定するかという問題であると整理し、シミュレーション結果などを踏まえ、「付保預金の0.3%」を目標とすることとした。

さらに、この目標水準の上下に「付保預金の0.21%～0.345%」という非対称形の目標レンジを定め、①準備率がレンジの上限を上回れば目標水準超過分の30%を還付し、逆に②準備率がレンジの下限を下回れば保険料の割り増しを行うこととされた。割増時の保険料総額は、①基金積み上げ期間中の適用料率による保険料総額と②目標水準未達分の30%のいずれか少ない方となり、適用料率に歯止めがかかるように工夫されている。

### c. 可変料率制

初期の市中協議で可変料率制に反対する意見も見られたことから、①リスクの違いを正確に測定することの困難さ、②リスクの違いを正確に反映した場合の弱小銀行の財務状況への悪影響、などに鑑み、「検査結果による格付(CAMEL格付)を基準とする比較的簡素な可変料率制」を導入するよう提言された。ここでの狙いは、①銀行ごとのリスクの違

いをかなり大まかに区別しつつ、②低リスクの銀行への適用料率を低くすることで経営健全化のインセンティブを与えることにある。

提言時点での CAMEL 格付の分布状況は、5 段階中「2」に 9 割弱の銀行が集中しており、下位 2 区分に該当する銀行はなかった（図表 31）。

**図表 31：01 年 9 月市中協議時点での CAMEL 格付の分布**

	CAMEL				合計
	1	2	3	4&5	
銀行数	6	131	14	0	151
割合	4.0%	86.7%	9.3%	0%	100%

（資料）金融監督当局の 01 年 9 月市中協議文書

基金残高の積み上げは、銀行業界の意見も踏まえ、平均料率の目安を 8bp とすることになり<sup>29</sup>、目標水準達成後も、適用料率は低下するものの継続的な保険料の徴収は必要とされた。最終的には、次のような料率体系が導入されている（図表 32）。

**図表 32：香港の可変料率体系**

CAMEL	基金積み上げ期間	目標水準到達後
1	5bp	0.75bp
2	8bp	1.00bp
3	11bp	1.50bp
4&5	14bp	2.00bp

（資料）金融監督当局の公表資料に基づき、みずほ総合研究所作成

#### 4. おわりに

これまで見てきたように、預金保険料率の設定や基金の適正規模に関する考え方には国によってかなりのばらつきがあり、例えば可変料率制についてみても、①90 年代後半に見られた導入への流れは必ずしも維持されているわけではなく、②国際的なガイダンスで言及されていない細部の設計ではベストプラクティスと呼べる手法がまだ確立されていないことをうかがわせる。また、少数派である「事後徴収制」を採用している国でも、平時の対応は特に支障なく運営されているように見受けられることからすれば、「事前徴収制」と「事後徴収制」という料率設計上の最初の選択についても一意的な結論は得られていないようであり、現実的には二者択一ではなく組み合わせの問題という指摘もある。

料率体系や基金規模の設計での共通点を見出すのは難しいが、各国の事例からは、保険としての「不完全性」を前提とした制度設計を行っている姿が浮かび上がってくる。

本文で述べたように、預金保険には料率設定上の前提条件などで一般的な保険とは大き

<sup>29</sup>実際の平均適用料率は 7bp であるため、目標水準への到達には 5 年かかると見込まれている。

な相違点があり、この意味で保険としては決して完全なものとは言えない。実際、純粋に保険数理的な考え方を適用した料率設定をしている国はなく、様々な政策的配慮を織り込みながら料率が決められている。他方、保険としての不完全性を前提とすれば、①厳密さを求めて複雑な料率体系を構築することや②基金財政に100%に限りなく近い安心を求めて平時から多額の基金を用意することには、効率性の観点から慎重さが求められることになる。

不完全性を前提とした制度設計を行う際には全体的なバランスが重要になるが、料率設計や基金規模については日常的な監督体制との関連性も大きく影響すると考えられる。例えば、可変料率制の大きな狙いは銀行に経営健全化のインセンティブを与えることにあるが、こうしたインセンティブを与える監督上の手段は可変料率制に限らないので、仮に他の監督ツールで既に十分なインセンティブが働いている場合には、可変料率制の導入により得られる追加的な効果も限られることになる。また、基金の目標規模との関係でも、例えば不健全な銀行が抱える問題点について監督当局による早期発見・早期是正・早期処理が行われ、債務超過額がゼロに近い状態で預金保険が発動されるのであれば、保険発動に対する財源としては最終負担部分を埋める少額の資金と流動性の供給源が確保されていればよいことになる。つまり、平時においても散発的な破綻処理は発生するというのが大前提であるが、一般に想定されている破綻処理に至るプロセスの内容によっても予想費用には大きな違いが生じると考えられる。

現在のわが国の制度は「事前徴収制・一律料率制」を基本としているが、将来的な姿として可変料率制への移行を求める意見も少なくない。様々な選択肢が考えられるが、今後の議論を深めていく上では、一方では各国の区々な現状とその背景にある経験や考え方を踏まえつつ、他方では他の日常的な監督ツールとの関係にも十分配慮することにより、本来的な政策目的を達成しながら金融システムに過度な負担をかけない制度設計を目指していくことが期待される。

以上

## 【参考文献】

- ・ 石塚雅典（2004）「預金保険料制度の国際比較」（『預金保険研究』創刊号、2004年3月）
- ・ 圓佛孝史（2000）「FDICIA体制の理想と現実～米国の預金保険制度を巡る最近の動向～」 （『第一勧銀総研レビュー』2000年4号）
- ・ 圓佛孝史・新形敦（2006）「一層の充実が図られる米国の預金保険制度」（『みずほ総研論集』2006年II号）
- ・ 片岡久義（2004）「米国及びカナダの預金保険制度」（『預金保険研究』創刊号、2004年3月）
- ・ 坂巻和弘・酒井晋一（2004）「欧州4ヶ国の預金保険制度」（『預金保険研究』第2号、2004年9月）
- ・ 細島孝宏・山本良祐（2005）「アジア諸国の預金保険制度（1）」（『預金保険研究』第3号、2005年3月）
- ・ 本間勝（2002）『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社
- ・ 預金保険料率研究会（2004）「預金保険料率研究会中間報告」（『預金保険研究』第2号、2004年9月）
- ・ European Commission(2005), “Review of the Deposit Guarantee Schemes Directive (94/19/EC)”, Commission Services (DG Internal Market) Consultative Working Paper, July 14
- ・ ——（2006a）, “Communication from the Commission to the European Parliament and the Council Concerning the Review of Directive 94/19/EC on Deposit Guarantee Schemes”, November
- ・ ——（2006b）, “Synthesis of the Results of the Public Stakeholder Consultation on Deposit Guarantee Schemes”, November
- ・ European Commission Joint Research Centre（2007）, “Scenario Analysis: Estimating the effects of changing the funding mechanisms of EU Deposit Guarantee Schemes”, Final Report, February
- ・ European Forum of Deposit Insurers（2006）, “Deposit Guarantee Systems: EFDI’s First Report”, October
- ・ Financial Stability Forum（2001）, “Guidance for Developing Effective Deposit Insurance Systems”, September
- ・ Garcia, Gillian（2000）, “Deposit Insurance and Crisis Management”, IMF Working Paper WP/00/57, March
- ・ Hoelscher, David S., Taylor, Michael, and Klueh, Ulrich H.（2006）, “The Design and Implementation of Deposit Insurance Systems”, IMF Occasional Paper No.251
- ・ International Association of Deposit Insurers（2005）, “General Guidance for Developing Differential Premium Systems”, February
- ・ Laeven, Luc（2002）, “Pricing of Deposit Insurance”, The World Bank Policy Research Working Paper No.2871, July
- ・ Maude, David and Perraudin, William(1995), “Pricing deposit insurance in the United Kingdom”, Bank of England Working Paper Series No.29, March
- ・ United States General Accounting Office（1991）, “Deposit Insurance: Overview of Six Foreign Systems”, GAO/NSIAD-91-104, February 22（注：現在の組織名称は United States Government Accountability Office）

各国事情については、それぞれの預金保険制度運営主体のホームページ、年次報告書のほか、以下の文献も参考にした：

<米国>

- CBO (Congressional Budget Office) (2005) , “Modifying Federal Deposit Insurance”, May 9
- FDIC (1995) , “Final Rules on Assessments”, *Federal Register* Vol. 60, No. 158, pp.42679-42741, August 16

<カナダ>

- CDIC (1998) , “CDIC Premium By-Law: Description of Revised Premium System and Review of Comments Received”, February 23
- ——— (2004a) , “Differential Premiums By-law 2004 Comprehensive Review: Consultation”, June
- ——— (2004b) , “Differential Premium By-law: Supplementary Consultation”, August 20

<ドイツ>

- Association of German Banks (2005) , “By-laws of the Deposit Protection Fund of the Association of German Banks”, March
- ——— (2006a) , “The Deposit Protection Fund of the German Private Commercial Banks: A Brief Guide and List of Member Banks”, July
- ——— (2006b) , “The German Private Commercial Banks’ Compensation Scheme for Depositors and Investors: A Brief Guide and List of Member Banks”, July
- GBB (2003) , “Rating Procedure Description (valid as of 1 March 2003)”

<イタリア>

- FITD (2006a) , “The FITD’s monitoring system of bank riskiness and risk-based contribution”, January
- ——— (2006b) , “Statutes and By-laws”, May

<スウェーデン>

- Ekegårdh, Peter (2003) , “Principles for determining fees for the deposit guarantee system”, paper to the Deposit Guarantee Board, June 10

<シンガポール>

- Monetary Authority of Singapore (2002) , “Deposit Insurance Scheme: Consultation Paper”, August 6

<香港>

- Arthur Andersen (2000) , “Hong Kong Monetary Authority Deposit Protection Study: Final Report”, July 31
- Hong Kong Monetary Authority (2000) , “Enhancing Deposit Protection in Hong Kong”, October
- ——— (2001a) , “Explanatory Note on Executive Council’s Decision on Enhancing Deposit Protection in Hong Kong”, April
- ——— (2001b) , “Discussion Paper on Funding and Premium Assessment for a Deposit Insurance Scheme”, September
- ——— (2002) , “Introducing Deposit Insurance in Hong Kong: Consultation Paper”, March

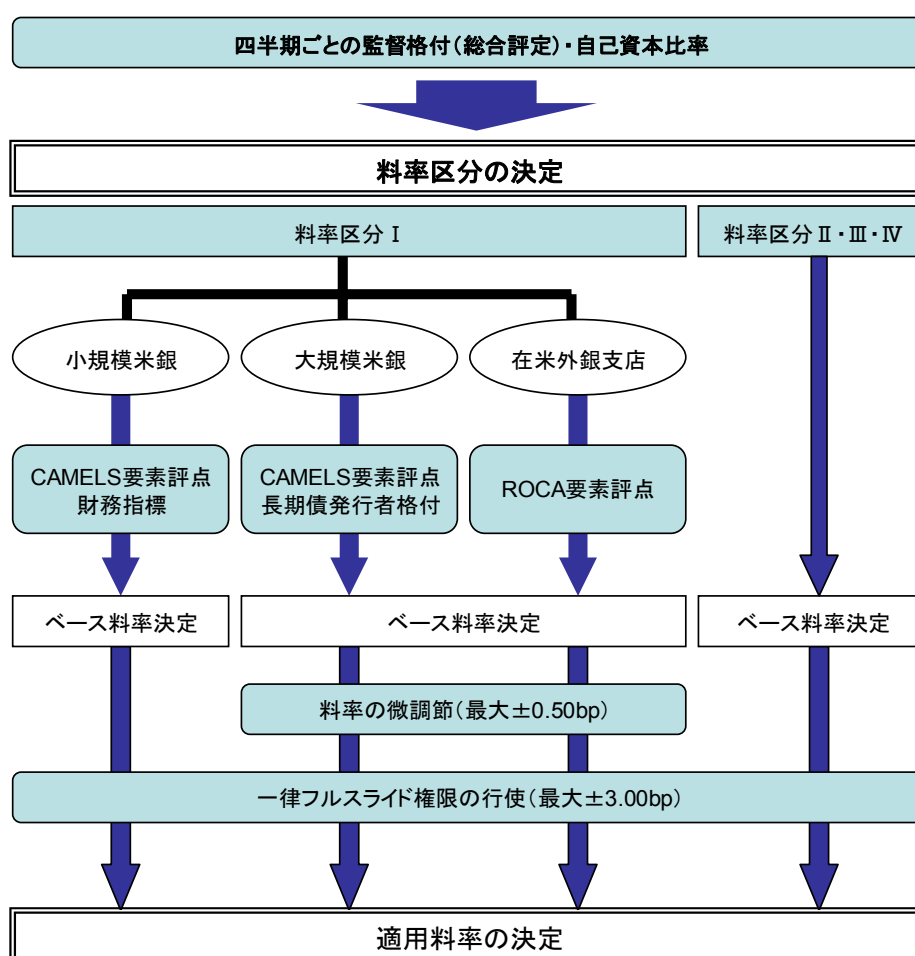
## 補論 1 米国の新しい料率体系

ここでは、最上位区分における適用料率の細分化を中心に、07年から導入されている新しい料率体系に関する説明を補足する

### (1) 料率決定の流れ

新方式では①監督格付と自己資本比率に基づき料率区分がまず決められ、②料率区分 I に該当する銀行については、三種類の方式を使って更に細分化される（図表 A1-1）。

図表 A1-1：新しい料率決定フロー（イメージ）



(資料) FDIC 規則などに基づき、みずほ総合研究所作成

### (2) 方式①：大規模米銀・長期債発行者格付あり（大規模米銀方式）

総資産 100 億ドル以上で米国の主要格付会社（S&P、Moody's と Fitch）による長期債発行者格付を少なくとも一つ持つ米銀に適用される方式である。

総資産規模の判定は、個別銀行単位で行われるため、同一持株会社傘下にある複数の銀



行に異なる保険料率が適用される可能性がある。当初は06年末時点の総資産で判定されるが、そこで「小規模」となる米銀も07年以降に4四半期連続で総資産が100億ドル以上となれば自動的に「大規模」に分類される（逆も同様）。

この方式での適用料率は、当局検査（CAMELS評価<sup>30</sup>）の結果と長期債発行者格付を同じ割合で評価した結果（実際には、それぞれを数値変換したものを使用）がリスクの水準を表すと考えて、料率細分化の根拠とする。ただし、06年6月末時点での予想対象先のうち、リスクが小さい方から約44%に最低料率、高い方から約6%に最高料率が適用されるように変換値の平均の閾値（カットオフ値）を決めた上で、この関係が維持されるように換算式の定数と係数が決められる（図表A1-2、A1-3）。

図表 A1-2：大規模米銀方式での適用料率の決定プロセス

ステップ1	図表 A1-3 を用いて、①最近時の CAMELS の要素評点を加重平均し、②長期債発行者格付（最近12ヶ月以内）を「1」～「3」の値に変換する
ステップ2	一般的な換算式は次のように表される： 調整前のベース料率 = 定数 + $\sum_i$ (入力要素iの係数 × 入力要素i) 換算式の定数と係数は、最低料率・最高料率の適用割合を調整した上で決められる
ステップ3	ステップ1の計算結果を換算式に入力して調整前のベース料率を算出する
ステップ4	ステップ3の計算結果が「2」以下の場合は「2」、「4」以上の場合は「4」をベース料率とする
ステップ5	ステップ4による調整後、フルスライド分を加減したもの（当初は+3bp）が実際の適用料率となる

（資料）FDIC 規則などに基づき、みずほ総合研究所作成

図表 A1-3：大規模米銀方式での数値変換

【CAMELS 要素評点】

要素	C	A	M	E	L	S
ウェイト	25%	20%	25%	10%	10%	10%

【長期債発行者格付】（注）

S&P	AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB 以下
Moody's	Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3	Baa1	Baa2 以下
Fitch	AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB 以下
変換値	1.00	1.05	1.15	1.30	1.50	1.80	2.20	2.70	3.00

（注）複数の長期債発行者格付がある場合は、それぞれの変換値を平均したものをを用いる。

（資料）FDIC

当局検査の要素評点を加重平均する際、C（資本）とM（経営）に対するウェイトが大きいのは、FDIC が、預金保険基金に対する損失リスクという観点では各要素の重要性に

<sup>30</sup> 「CAMELS」とは、安全性・健全性の観点から行われる銀行監督当局の検査評定方式の略称で、各要素項目の頭文字（C：資本、A：資産、M：経営、E：収益、L：流動性、S：リスク感応度）をつなげたもの。総合評価とは別に、各要素項目についての評点もつけられる。

違いがあると考えているためである。

現在使われている換算式の定数・係数と計算例は次の通り（図表 A1-4）。

この換算式から、最高・最低料率への抵触がないと仮定すると、例えば①CAMELS 評価の C や M の要素項目の評点が一段階変わると 0.29bp、②長期債格付が A 格と A- 格とでは 0.47bp の料率の違いが生じることが分かる。

図表 A1-4：大規模米銀方式での計算例

【カットオフ値】

(CAMELS の要素評点＋長期債発行者格付の変換値) ÷ 2	1.65 以下	1.65～2.50	2.50 以上
ベース料率 (bp)	2.00	2.00～4.00	4.00

【計算例】

	換算式の 係数・定数	計算例		
		例 1	例 2	例 3
(CAMELS 要素評点)		112111	222222	323222
(長期債発行者格付)		AA- (S&P) A1 (Moody's)	A (S&P)	BBB+ (S&P)
(換算式の定数)	▲1.882			
CAMELS 加重平均	1.176	1.25	2.00	2.50
長期債格付の変換値	1.176	1.40	1.80	2.70
<計算結果＝調整前のベース料率> (bp)		1.23	2.59	4.23
<b>&lt; (調整後の) ベース料率 &gt; (bp)</b>		<b>2.00</b>	<b>2.59</b>	<b>4.00</b>
<b>&lt;07 年第 1 四半期の適用料率&gt;(bp)</b>		<b>5.00</b>	<b>5.59</b>	<b>7.00</b>

(注) 1. 「CAMELS 要素評点」の 6 桁数字は、左から順に C・A・M・E・L・S の各要素の評点を示す  
 2. 係数・定数の「▲」はマイナスを表す  
 (資料) FDIC 資料に基づき、みずほ総合研究所作成

(3) 方式②：その他の米銀（小規模米銀方式）

「長期債発行者格付を持つ大規模米銀」に該当しない米銀に対する算定方式で、入力要素が異なることもあり、換算式の定数・係数を決めるまで（図表 A1-2 のステップ 1 と 2）が大規模米銀方式と異なる。

小規模米銀方式での入力要素は、①CAMELS の要素評点の加重平均（大規模米銀方式と同じウェイトを使用）と②オフサイトモニタリングで使われている財務指標（図表 A1-5 にある 5 項目）で、この 6 つの指標から「今後 1 年以内に CAMELS の総合評定が「3」以下に悪化する確率」の推定式を求める。07 年当初に用いられる算式には、84～04 年の財務指標と 85～05 年における総合評定の格下げデータが用いられた。

小規模米銀方式では、各銀行の「総合評定が悪化する確率」がリスクの水準を表すと考えて、料率細分化の根拠とする。ただし、大規模米銀方式と同様に、06 年 6 月末時点の予想対象先のうちリスクが低い方から約 45%に最低料率、高い方から約 5%に最高料率が適用されるように閾値（カットオフ値）を決めた上で、この関係が維持されるように定数と係数が調整された換算式を用いる。

現在使われている換算式の定数・係数と計算例は次の通り（図表 A1-5）。

図表 A1-5：小規模米銀方式での計算例

【カットオフ値】

今後 1 年以内に CAMELS 総合評定が「3」以下に悪化する確率	2%以下	2~14%	14%以上
ベース料率 (bp)	2.00	2.00~4.00	4.00

【計算例】

	換算式の 係数・定数	計算例		
		例 1	例 2	例 3
(換算式の定数)	1.954			
Tier1 レバレッジ比率	▲0.042	9.590%	8.570%	7.500%
30~89 日延滞貸出残高／総資産	0.372	0.400%	0.600%	1.000%
不良債権／総資産	0.719	0.200%	0.400%	1.500%
ネット貸出償却額／総資産	0.841	0.147%	0.079%	0.300%
税引前利益／リスク加重資産	▲0.420	2.500%	1.951%	0.518%
CAMELS の要素評点 (加重平均)	0.534	1.200	1.450	2.100
< 計算結果 = 調整前のベース料率 > (bp)		1.56	2.13	4.25
< (調整後の) ベース料率 > (bp)		2.00	2.13	4.00
< 07 年第 1 四半期の適用料率 > (bp)		5.00	5.13	7.00

(注) 係数・定数の「▲」はマイナスを表す

(資料) FDIC 資料に基づき、みずほ総合研究所作成

(4) 方式③：在米外銀支店

「料率区分 I」の在米外銀支店に対する適用料率は、①当局検査（ROCA評価<sup>31</sup>）の要素評点の加重平均に基づき、②大規模米銀方式と同じカットオフ値を使って算定される（図表 A1-6）。現在ある在米外銀支店の規模は総資産 100 億ドルに満たないが、小規模米銀方式と同様の財務指標が当局向け報告対象となっていないことも勘案し、検査の要素評点のみを用いることとなった。

図表 A1-6：在米外銀支店に対する要素評点のウエート

要素	R	O	C	A
ウエート	35%	25%	25%	15%

(資料) FDIC

また、米銀に対する 2 方式とは異なり、在米外銀支店のみについて要素評点の加重平均の分布状況から適用料率を調整することはせず、大規模米銀方式と実質的に同じ（入力要素に対する係数を 2 倍にした）換算式が用いられる（図表 A1-7）。

入力要素が限られることから、要素評点の一段階の違いによる料率差は大きくなり、最高・最低料率に抵触しないと仮定すれば、一段階で 0.35~0.82bp の違いが生じる。

<sup>31</sup> ROCAとは、R（リスク管理）、O（業務運営上の統制手段）、C（法令遵守）、A（資産の質）という 4 つの要素評点の頭文字を取ったものである。

図表 A1-7：在米外銀支店に対する計算例

【カットオフ値】

ROCA 要素評点の加重平均	1.65 以下	1.65～2.50	2.50 以上
ベース料率 (bp)	2.00	2.00～4.00	4.00

【計算例】

	換算式の 係数・定数	計算例		
		例 1	例 2	例 3
(ROCA 要素評点)		1221	2222	3232
(換算式の定数)	▲1.882			
ROCA 加重平均	2.353	1.50	2.00	2.60
<計算結果＝調整前のベース料率> (bp)		1.65	2.82	4.24
<b>&lt;(調整後の) ベース料率&gt; (bp)</b>		<b>2.00</b>	<b>2.82</b>	<b>4.00</b>
<b>&lt;07 年第 1 四半期の適用料率&gt;(bp)</b>		<b>5.00</b>	<b>5.82</b>	<b>7.00</b>

(注) 1. 「ROCA 要素評点」の 4 桁数字は、左から順に R・O・C・A の各要素の評点を示す

2. 係数・定数の「▲」はマイナスを表す

(資料) FDIC 資料に基づき、みずほ総合研究所作成

(5) 係数・定数などの見直し

以上の換算式で使われる係数や定数は、今後も必要に応じて見直されることになっている。ただし、大規模米銀方式と在米外銀支店に適用される換算式については、①換算式の係数・定数と②当局検査の要素評点を加重平均する際のウェイトが FDIC 規則の本文に明記されており、小規模米銀方式では、①総合評定が悪化する確率の推定式と②換算式の構造（カットオフ値を含む）が FDIC 規則の本文と付録に記載されているので、こうした根幹部分を変更する場合は改めて規則提案やコメント募集を行う必要がある。

他方、小規模米銀方式の換算式で用いられる係数・定数は、変更の都度、官報に掲載される。FDIC は新しいデータが入手できれば総合評定が悪化する確率の推定を改めて行う方針であり、係数・定数は毎年若干の修正があると予想される。また、当初は 84～04 年の監督格付と財務指標を使って推定されているが、FDIC の権限でコメント機会を設けなくても、古い年度のデータを推定対象から落とすことは認められている。

(6) 適用料率の調整要因

本文の説明とも一部重なるが、以下のような 5 点を挙げることができる。

a. 料率体系のフルスライド

FDIC の財源確保の柔軟性の観点から、FDIC は、特にコメント機会を設けなくても最大 3bp の範囲で料率体系をスライドすることができる。本文で述べた通り、07 年第 1 四半期の適用水準は、ベース料率を 3bp 上方にスライドしたものである。

b. 監督格付・長期債格付の変更

当局検査の結果や長期債格付などの変更がある場合は、料率区分が変更になる場合だけ

でなく、料率区分 I から動かない場合についても新しい情報に基づく適用料率を算定し、変更日を基準に新・旧料率によって保険料を日割り計算する。

#### **c. 大規模米銀・在米外銀支店に対する微調節（料率区分 I のみ）**

あくまでも限定的な措置という位置づけであるが、保険料負担の整合性・公正さの確保を目的として、料率算定では考慮されていない財務指標や市場情報などに基づき、FDIC が最大 0.50bp まで保険料率を調節する権限が認められている。ただし、調節後の水準は、料率区分 I の最低・最高料率の範囲内であればならない。

この調節を行うには、①FDIC が独自の分析に基づき必要性を検討した上で、②必要と判断した場合はその根拠とともに当該銀行の主たる連邦監督当局に事前通知し、③その回答を踏まえて FDIC が最終的に判断する必要がある。対象となる銀行には、上方への調節（適用料率の引上げや下方調節の解除）の場合に事前通知があり、回答機会が与えられる。

#### **d. 新設銀行の取扱い（料率区分 I のみ）**

経験的に保険発動の確率が高いことから既存銀行との間で費用負担の衡平性が問題とされていたが、原則として①設立後 5 年未満を「新設銀行」と定義し、「料率区分 I」に該当する新設銀行には、②07～09 年は既存銀行と同じ方式で算定し、③10 年以降は同区分の最高料率（ベース料率で 4bp）を一律に適用することとなった。

ただし例外規定として、例えば①設立後 5 年以上経過した銀行を傘下に持つ銀行持株会社の 100%子会社や②設立後 5 年以上経過した銀行の 100%子会社に、料率算定上「既存銀行」としての取扱いを認められている。

#### **e. 大規模銀行方式の任意選択（料率区分 I のみ）**

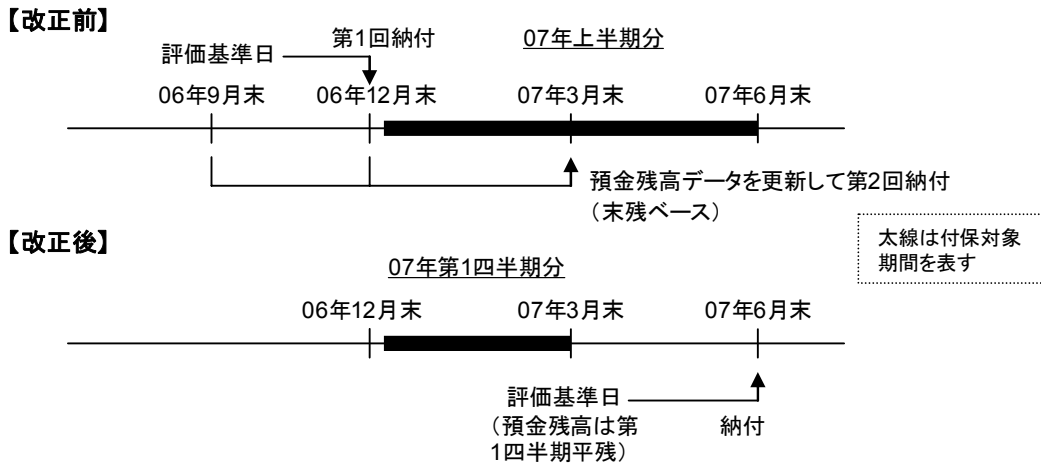
「料率区分 I」に該当する総資産 50～100 億ドルの米銀には、大規模米銀方式による保険料率の算定を FDIC に申請することができる。また、FDIC の承認から 3 年が経過すれば、今度は逆方向への取扱い変更を申請することもできる。

### **(7) 保険料徴収のタイミング**

制度運営上の公平感を高める観点から、付保対象期間と保険料率算定上の基準時点とのマッチングも図られている。これまで、付保対象期間分の保険料は同期間より前の情報を基準として決められていたが、今回の改正では付保対象期間中の実績（監督格付、財務指標や長期債格付）がそのまま当該期間の適用料率に反映されるよう、後払い方式に変更されている（図表 A1-8）。これにより、新設銀行にも設立当初から保険料負担が生じる。

例えば、07 年第 1 四半期分の保険料は、第 1 四半期の預金残高をベースに、第 1 四半期の自己資本比率や監督格付に基づいて算定され、第 2 四半期中に請求される。

図表 A1-8 : 保険料徴収のタイミング



(資料) FDIC 規則などに基づき、みずほ総合研究所作成

(補論 1 は以上)

## 補論 2 : カナダの可変料率制における項目別スコアの算定

ここでは、カナダが現在使っているスコアカードにおける項目別スコアの算定方法を説明する

### (1) 現行のスコアカード

#### 項目別の配点

項 目		配点
自己資本	①自己資本比率	20
	②収益率（対リスク加重資産）	5
収益性・効率性	③平均当期利益の変動性	5
	④当期利益（ストレステスト後）	5
	⑤経費率	5
資産の質・集中	⑥不良資産（対総資本）	5
	⑦資産成長率（3年移動平均）	5
	⑧不動産資産の集中度	5
	⑨総商業貸出の集中度	5
定量項目計		60
⑩検査格付		35
⑪その他情報		5
定性項目計		40
合 計		100

#### ①自己資本比率

次の3種類の指標をそれぞれ算定する：

- ◆資産対資本倍率＝（オン/オフバランス資産）÷総資本
- ◆Tier1 資本比率＝Tier1 資本÷リスク加重総資産
- ◆総資本比率＝総資本÷リスク加重総資産

指標の算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する。①3 指標すべてが同一スコア区分に入る場合は当該スコア、②3 指標が同一スコア区分に入らない場合は最も低い区分のスコアが適用される：

資産対資本倍率	Tier1 資本比率	総資本比率 <sup>注1</sup>	スコア
「当局指定倍率」以下	7%以上	10%以上	20 <sup>注2</sup>
「当局指定倍率」以下	4%以上 7%未満	8%以上 10%未満	13
「当局指定倍率」超	4%未満	8%未満	0

注1 8%超の総資本比率が求められている銀行の場合は、上から順に「≥要求水準の125%」「≥要求水準の100%かつ<要求水準の125%」「<要求水準の100%」となる。

注2 Tier1 資本比率 7%・総資本比率 10%は連邦免許の銀行等に対する当局の最低要求水準

## ②収益率（対リスク加重資産）

次の算式を用いる：

$$\text{収益率（対リスク加重資産）} = \text{当期利益} \div \text{リスク加重総資産（期首・期末の平均）}$$

算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
収益率（対リスク加重資産）が1.15%以上	5
収益率（対リスク加重資産）が0.75%以上 1.15%未満	3
収益率（対リスク加重資産）が0.75%未満（マイナスを含む）	0

## ③平均当期利益の変動性（※）

次の算式を用いる：

$$\text{平均当期利益の変動性} = \text{当期利益の準偏差}^{32} \text{（semi-deviation）} \div \text{当期利益の平均値}$$

当期利益の平均値は、7年以上営業している銀行では5年平均（6年営業の場合は4年平均、5年営業の場合は3年平均）とする  
準偏差は、平均当期利益の計算期間に合わせて算出する

算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
平均当期利益の変動率が0以上 0.4以下	5
平均当期利益の変動率が0.4超 1.0以下	3
平均当期利益の変動率が1.0超、もしくはマイナス	0
平均当期利益の平均値がゼロ	0

## ④当期利益（ストレステスト後）（※）

次の算式を用いる：

$$\text{当期利益（ストレステスト後）} = \text{当期利益} - \alpha \times \text{当期利益の準偏差（③と同じ）}$$

$\alpha$ は「1.4」と「2.8」の2種類を使用する

算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
当期利益（ストレステスト後、 $\alpha=2.8$ ）がゼロ以上	5
当期利益（ストレステスト後、 $\alpha=1.4$ ）はゼロ以上だが 当期利益（ストレステスト後、 $\alpha=2.8$ ）がマイナス	3
当期利益（ストレステスト後、 $\alpha=1.4$ ）がマイナス	0

## ⑤経費率（※）

次の算式を用いる：

$$\text{経費率} = \text{非金利費用} \div (\text{純金利収支} + \text{非金利収入})$$

<sup>32</sup> 「準偏差」は下方リスクに注目した偏差の算定方法（標準偏差は上方乖離と下方乖離の双方に注目）で、平均からの乖離幅の二乗和を求める部分で、各要素の乖離がゼロ以上の場合には乖離幅をゼロとして計算する。



算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
経費率が0%以上 65%以下	5
経費率が65%超 85%以下	3
経費率が85%超、もしくはマイナス	0

#### ⑥不良資産（対総資本）

次の算式を用いる：

$$\text{不良資産（対総資本）} = (\text{ネット毀損オンバランス資産} + \text{ネット毀損オフバランス資産} + \text{有価証券のネット未実現損失}) \div \text{総資本}$$

算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
不良資産（対総資本）が20%未満	5
不良資産（対総資本）が20%以上 40%未満	3
不良資産（対総資本）が40%以上	0

#### ⑦資産成長率（3年移動平均）（※）

次の算式を用いる：

$$x \text{ 年に用いる資産成長率（3年移動平均）} = \frac{x-3 \text{ 年} \sim x-1 \text{ 年の平均総資産}}{x-4 \text{ 年} \sim x-2 \text{ 年の平均総資産}} - 1$$

算定結果を次の表に当てはめてスコアを決定する：

算定結果	スコア
資産成長率（3年移動平均）が20%以下（マイナスを含む）	5
資産成長率（3年移動平均）が20%超 40%以下	3
資産成長率（3年移動平均）が40%超	0

#### ⑧不動産資産の集中度

##### 【一次判定】

次の算式を計算する：

$$\text{不動産資産の集中度} = \text{不動産抵当貸付} \div (\text{不動産抵当貸付} + \text{不動産抵当以外の貸付} + \text{有価証券} + \text{顧客引受済債務})$$

算定結果を次の表に当てはめる：

【一次判定】の算定結果	スコア
不動産資産の集中度が10%未満	5
不動産資産の集中度が10%以上	【追加テスト】の結果による

##### 【追加テスト】

当局向け報告様式に基づき次の8種類のローンについて不動産抵当貸付に対する比率をそれぞれ算定し、各種類について判定を行う：

ローン種類	住宅抵当貸付に対する比率による判定		
	5点	3点	0点
居住用資産	75%以上	50%以上 75%未満	50%未満
土地・開発	5%以下	5%超 7%以下	7%超
ホテル等資産	5%以下	5%超 10%以下	10%超
産業財産	10%以下	10%超 15%以下	15%超
単一家族居住用	50%以上	35%以上 50%未満	35%未満
居住用建設途上	5%以下	5%超 8%以下	8%超
第二順位以下	5%以下	5%超 10%以下	10%超
売却権付・抵当流れ資産	5%以下	5%超 8%以下	8%超

算定結果を次の表に当てはめて残りのスコアを決定する：

【追加テスト】の判定結果	スコア
上表の判定結果がすべてのローン種類で「5」	5
上表の判定結果でローン種類別の最低点が「3」	3
上表の判定結果でローン種類別の最低点が「0」	0

### ⑨総商業貸出の集中度（※）

#### 【一次判定】

この前の指標（不動産資産の集中度）の一次判定と同じ算式を用いる：

【一次判定】の算定結果	スコア
不動産資産の集中度が 90%超	5
不動産資産の集中度が 90%以下	【追加テスト】の結果による

#### 【追加テスト】

次の算式を用いる：

<p>総商業貸出の集中度 = 業種別商業貸出集中額 ÷ 総資本</p> <p>「業種別商業貸出集中額」は、各業種（12業種に区分）について、業種別貸出残高が総資本の10%を上回る部分の合計額</p>
---

算定結果を次の表に当てはめて残りのスコアを決定する：

算定結果	スコア
総商業貸出の集中度が 150%未満	5
総商業貸出の集中度が 150%以上 350%未満	3
総商業貸出の集中度が 350%以上	0

### ⑩検査格付（※）

検査格付（5段階の総合評価）に基づき次のようにスコアを決定する：

検査格付（総合評価）	スコア
1	35
2	31
3	21
4	11
5	0

### ⑪その他情報

各行の安全性・健全性・財務状況・存続可能性に関する情報（監督当局、格付会社、業界アナリストその他の専門家が作成するものを含む）に基づき、次のような基準でスコアを決定する：

判定基準	スコア
当該行の安全性・健全性・財務状況・存続可能性に対する脅威を表す（または、これらを損なう）状況に関する情報で、注意を引くものがない	5
当該行の安全性・健全性・財務状況・存続可能性に対する脅威を表す状況に関して、注意を引く情報がある	3
当該行の安全性・健全性・財務状況・存続可能性を損なう状況に関して、注意を引く情報がある	0

この項目については、他の評価項目に十分反映されていない要素を加味できるようにすることの必要性が認められる反面、裁量的な判断による不透明性も懸念されたため、当初提案での配点（10点）を半減する形で採用された経緯がある。

### (2) 04～05年見直し前との比較

現行の11項目のうち、（※）を付した6項目は04～05年の包括的な見直しの際に変更が加えられている。具体的な内容は次の通りである。

#### ③当期利益の変動性

項目名は同じだが、変動性の計算で、従来の「標準偏差」から「準偏差」を用いるよう改められている。CDICによれば、収益性に関連する3指標は銀行間の区別手段として非常に有効であるが、従来の方式では、平均からの上方乖離も考慮されているという点でCDICが懸念すべき内容（収益の低下リスク）と齟齬があるという指摘もあり、下方乖離のみを用いる準偏差に変更された。

これに伴い、閾値となる定数も従来の0.8倍に修正されている。

#### ④当期利益（ストレステスト後）

項目の名称は変わっているが、基本的な考え方は同じである。ただし、③で標準偏差から準偏差に変更されたことに伴い、閾値となる定数が修正されている。

#### ⑤経費率

定量的項目の中でも最上位区分に該当する割合が最も低く、閾値の緩和を求める意見が強かった。CDICは、①02年・03年に満点を取った銀行数は約3分の1にすぎない、②99年から03年の間、全体としては上位に偏った分布状況であるのに対してこの項目では3階層にほぼ均等に分布している、という分析結果に基づき、判定基準が厳しすぎるという結論に達し、基準を緩和することにした（次表）。

変更前	変更後（現行）	スコア
0%以上 60%以下	0%以上 65%以下	5
60%超 80%以下	65%超 85%以下	3
80%超、もしくはマイナス	85%超、もしくはマイナス	0

### ⑦資産成長率（3年移動平均）

従来は資産の集中度に関する指標として、「大口与信先の集中度<sup>33</sup>」「不動産資産の集中度」「業種別与信の集中度」という3種類を用いていたが、このうち「大口与信先の集中度」と「業種別与信の集中度」については、①当局向け報告にはない情報も用いて算定する必要があり、銀行の作業負担が懸念されていた。さらに、②定量分析の結果「大口与信先の集中度」は他の2種類の集中度指標との相関が高いことが分かり、指標としての有効性にも疑問が生じた。

このためCDICは「大口与信先の集中度」を廃止し、新たな指標として「資産成長率（3年移動平均）」の導入を決めた。

### ⑨総商業貸出の集中度

作業負担の懸念があったため、①与信の対象を商業貸出に限定（従来は、すべての貸出と有価証券ポートフォリオなどを含んでいた）、②当局報告に含まれる業種の大分類を使用（従来は30業種から12業種に）、③自己資本の10%超部分のみを合算対象、などの簡素化を行っている。なお、いくつかの業種（製造、運輸、通信、公益）について細分化を図ることも検討されたが、定量的な分析の結果、細分化の有無による影響が軽微であることが分かり、細分化をしないこととされた。

### ⑩検査格付

99年当初は、3つ目の定性的指標として「CDICの健全な業務・財務慣行基準への遵守状況」があり（項目別の配点は10点）、監督格付に対する配点は25点だった。

この基準は、80年代後半に監督機能強化の一環として導入されたもので、個別行の経営健全化が保険発動の蓋然性に大きく影響するにもかかわらず、基準とすべきものがなかったことが背景にある。しかし、その後国際的なガイダンスなども整備されるようになり、内容的に重複することがあるため05年に廃止された。これに伴い、従来の配点は監督格付に加算される形で調整が行われた。

（補論2は以上）

<sup>33</sup> 具体的には、①グループ企業向けも含め、銀行の自己資本の10%超の大口与信先について、与信額をすべて合算し、②自己資本に対する比率を求める。算定結果が200%未満の場合は満点（5点）だが、400%以上の場合の得点はゼロとなる。